

根室市地域防災計画

【別冊】

資料編

(令和5年6月)

根室市防災会議

目次



根室市地域防災計画 資料編

根室市防災会議条例	1
根室市災害対策本部条例	3
根室市災害協定一覧表	4
根室市災害事例	8
根室市災害警戒区域一覧	22
・水防区域	22
・高波、高潮、津波等警戒区域	23
・土砂災害危険箇所	26
(1)急傾斜地崩壊危険区域	26
(2)土石流危険渓流	31
・土砂災害（特別）警戒区域	32
・山地災害危険地区	34
・孤立化予想区域	36
・危険物、爆発物等所在一覧	37
災害情報等報告取扱要領	51
指定緊急避難場所等一覧	62
避難情報の発令判断・伝達マニュアル	
・土砂災害編	
・高潮災害編	
・津波災害編	
地域津波避難計画（17 地区）	
① 落石地区（落石西、落石東）	
② 浜松地区	
③ 昆布盛地区	
④ 長節地区	
⑤ 花咲港地区（花咲港第 1、花咲港第 2）	
⑥ 桂木地区	
⑦ 友知地区（友知第 1、友知第 2）	
⑧ 双沖地区（双沖第 1、双沖第 2、双沖第 3）	
⑨ 歯舞地区（新和、歯舞新光第 1）	
⑩ 歯舞地区（歯舞新光第 2、歯舞第 1、歯舞第 2、歯舞第 3）	
⑪ 歯舞地区（歯舞第 4、歯舞第 5）	
⑫ 瑤瑤瑠地区（瑤瑤瑠第 1、瑤瑤瑠第 2、瑤瑤瑠第 3、瑤瑤瑠第 4）	
⑬ 納沙布・温根元地区（納沙布、温根元第 1、温根元第 2）	
⑭ 幌茂尻地区	
⑮ 温根沼地区	
⑯ 東梅地区	
⑰ 川口地区	

根室市防災会議条例

昭和37年12月20日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき根室市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 根室市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項に掲げる委員の定数は、第1号は4人、第2号は2人、第3号は3人、第4号は1人、第5号は2人、第8号は4人、第9号は3人とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、自衛隊の自衛官、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年10月1日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年10月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月2日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月30日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

根室市災害対策本部条例

昭和37年12月20日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき根室市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指導監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(対策部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に対策部を置くことができる。

2 対策部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指揮する。

3 対策部に対策部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 対策部長は対策部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年6月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

根室市災害協定一覧表

No.	名称	締結先	締結年月日
1	北海道広域消防相互応援協定	道内市、町、消防事務組合の 72 機関	平成 3 年 2 月 1 日
2	道東六市防災協定	釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市	平成 8 年 5 月 21 日
3	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	平成 8 年 6 月 25 日
4	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	平成 9 年 11 月 5 日
5	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	釧路・根室支庁管内協議会員（釧路市、別海町ほか全 14 市町村）	平成 11 年 3 月 15 日
6	災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定	黒部市（富山県）	平成 11 年 11 月 18 日
7	根室管内 5 市町防災基本協定	根室管内 1 市 4 町	平成 25 年 8 月 23 日
8	災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定	北海道開発局、道内国際拠点港湾管理者、道内重要港湾管理者、道内地方港湾管理者、その他一般社団法人など 31 者、7 団体	平成 28 年 1 月 14 日
9	北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定	北海道開発局、道内太平洋側港湾管理者、室蘭市、苫小牧市、函館市、釧路市、広尾町、根室市の計 7 者	平成 28 年 11 月 29 日
10	根室海上保安部と根室市消防本部との船舶消火に関する業務協定	根室海上保安部	昭和 44 年 2 月 1 日
11	防災情報の共有に係る協定	北海道開発局	平成 18 年 3 月 7 日
12	大規模災害発生時等における根室市の施設使用に関する協定	根室海上保安部	平成 26 年 1 月 30 日
13	災害発生時における根室警察署庁舎の代替施設使用に関する協定	根室警察署	平成 26 年 7 月 31 日

No.	名称	締結先	締結年月日
14	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人 根室市外三郡医師会	平成8年7月16日
15	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人 釧路歯科医師会	平成14年3月18日
16	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人 根室恵徳会	平成27年12月9日
17	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人 根室市敬愛会	平成27年12月9日
18	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	社会福祉法人 根室隣保院	平成27年12月9日
19	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	株式会社 舞夢 (グループホーム イコロの杜)	令和2年5月29日
20	災害時における福祉避難所の指定に関する協定	株式会社 舞夢 (デイサービスいころ)	令和3年3月1日
21	根室市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人 根室市社会福祉協議会	令和5年5月2日
22	災害時発生時における根室市内郵便局と根室市の協力に関する協定	根室市内郵便局 (代表 根室郵便局)	平成30年7月1日
23	災害時における災害広報活動の協力に関する協定	(株)ねむろ市民ラジオ	平成25年3月29日
24	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株)寿ストア嶋津商店	平成9年1月30日
25	災害時における石油類等の供給に関する協定	釧根地方石油業協同組 合根室支部	平成9年2月24日
26	災害時における大型暖房機等の供給に関する協定	釧根地方石油業協同組 合根室支部	平成9年2月24日
27	災害時における物資輸送の協力に関する協定	釧根地区トラック協会 根室支部	平成9年12月11日
28	災害時における物資輸送の協力に関する協定	日本通運(株)根室支店	平成9年12月11日
29	災害時における救助活動の協力に関する協定	根室市電気設備業会	平成17年12月12日
30	災害時における応急措置に関する協定	根室市建設協会	平成18年3月27日

No.	名称	締結先	締結年月日
31	災害時における水道の応急給水及び応急復旧に関する協定	根室市水道工事業協会	平成 18 年 3 月 27 日
32	災害時における下水道の応急汚水排水に関する協定	根室清掃有限会社	令和 2 年 2 月 28 日
33	災害時における下水道の応急汚水排水に関する協定	河田清掃株式会社	令和 2 年 2 月 28 日
34	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株)マルコシ・シーガル	平成 19 年 2 月 22 日
35	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合 コープさっぽろ	平成 19 年 3 月 30 日
36	災害時におけるエルピーガス等の供給等に関する協定	(社)北海道エルピーガス協会根室支部	平成 19 年 6 月 28 日
37	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラ ボトリング(株)	平成 19 年 6 月 28 日
38	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	イオン北海道(株)	平成 19 年 11 月 1 日
39	災害時における応急措置に関する協定	根室建設事業協会	平成 21 年 8 月 1 日
40	災害等の発生時における根室市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応援・復旧活動の支援に関する協定	(社)北海道エルピーガス災害対策協議会	平成 22 年 10 月 21 日
41	災害時協力協定	(財)北海道電気保安協会	平成 23 年 8 月 25 日
42	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	根室浴場組合	平成 24 年 11 月 6 日
43	災害時における施設の提供協力等に関する協定	(株)ヒシサン	平成 28 年 12 月 14 日
44	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブン・イレブン・ジャパン	平成 29 年 2 月 9 日
45	災害時等における物資供給に関する協力協定	王子コンテナ(株) 釧路工場	平成 30 年 2 月 21 日
46	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン第一事業本部北海道エリア統括部	平成 30 年 2 月 28 日
47	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 30 年 3 月 1 日

No.	名称	締結先	締結年月日
48	災害時における応急対策業務に関する協定	有限会社イシグロ	平成30年4月2日
49	災害時における機器供給の協力に関する協定	株式会社カナモト	平成31年4月18日
50	災害時における機器供給の協力に関する協定	株式会社共成レンテム	令和元年5月31日
51	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	令和4年3月28日
52	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社 社北海道事業部	令和4年4月22日
53	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	釧路トヨタ自動車株式会社	令和5年4月14日
54	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	トヨタモビリティ釧路株式会社	令和5年4月14日
55	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	ネットヨタ株式会社	令和5年4月14日
56	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	帯広日産自動車株式会社	令和5年4月14日
57	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	ヤマレンホンダ販売株式会社	令和5年4月14日
58	災害時における次世代自動車からの電力供給等の協力に関する協定	北海道マツダ販売株式会社	令和5年4月14日
59	災害時における災害情報等の通信連絡の協力に関する協定	根室アマチュア無線クラブ	平成9年7月31日

根室市災害事例

発生年月日	災 害 種 別			被 害 状 況
		規 模	震 度	
天保 14 年 3 月 26 日 (1843) 十勝沖地震	地 震 津 波	7.5	－	6 時ごろ国後、根室、厚岸、釧路地方大地震の津波のため水死 46 名、家破壊 75 戸、船舶破損 61 隻。
明治 8 年 3 月 (1875)	流 氷			海浜流氷せきをなす厚さ 10～20m。昆布被害。
明治 27 年 3 月 22 日 (1894)	地 震	7.9	5～6	市街道路 60～90m さける。落石、納沙布 2 灯台ランプレンズ破損。
明治 41 年 12 月 15～16 日 (1908)	暴 風			漁船 34 隻転覆、行方不明 140 名
大正 5 年 12 月 28～29 日 (1916)	暴風雪			船舶 24 隻、家屋全壊 3 戸、堤防、道路決壊。
大正 8 年 8 月 4 日 (1919)	大 雨			床上浸水 34 戸、床下浸水 78 戸。
大正 13 年 11 月 10 日 (1924)	暴風雨			漁船12隻転覆、流失10隻、死者 3 名、行方不明 1 名。
大正 14 年 1 月 12 日 (1925)	暴風雪			市街電灯、電話切断、落石無線空中線切断、釧根間不通。
大正 15 年 12 月 18 日 (1926)	暴風雪			凍死 2 名、家屋倒壊破損 16 名、船舶、道路被害あり。被害額 100,000 円余。
昭和 2 年 10 月 10 日 (1927)	暴 風			建網流失、溺死 4 名。
昭和 3 年 4 月 23 日 (1928)	暴風雪			なだれ多数、電信電話被害多し、発動機船 7 隻、漁船 10 隻、行方不明 35 名
昭和 4 年 1 月 1 日 (1929)	暴風雪			死者 1 名、護岸、電信施設、船舶に被害損。

発生年月日	災 害			被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度	
昭和8年3月28～29日 (1933)	暴風雪			低気圧根室半島通過により死者5名、家畜165頭、家屋全半壊20戸、船破損2隻。
昭和12年7月11日～13日 (1937)	台 風			根釧地方死者12名、家屋全壊3戸、浸水170戸、漁船沈没、座礁12隻、行方不明5名。
昭和16年9月5～7日 (1941)	台 風			根室地方家屋全壊5棟、半壊12棟、床下浸水28棟
昭和24年12月28日 (1949)	暴風雪			根室付近をかすめて通過して発達した低気圧による。倒壊家屋3戸、電話電灯断線多し、根室～釧路間1日運休。
昭和27年3月20日 (1952)	大 雨			河川はんらん浸水家屋100余戸。 19～20日降水量83.7mm。
昭和29年5月10日 (1954)	暴風雨			漁船乗組員191名遭難死亡、管内の被害7億円。
昭和32年8月5～7日 (1957)	大 雨			根釧地方梅雨末期前線死傷3名、家屋全半壊4戸、浸水1,158戸、畑冠水1,831ha。
昭和35年5月24日 (1960) チリ地震津波 【震源地】 チリ沖中部沿岸	津 波	9.5	不明	死者1名。床上浸水39棟、床下浸水1棟、水産等被害額2,330万円 ※昭和35年5月23日(1960)に南米チリ沖を震源とする地震が発生。津波は翌24日午前2時38分に花咲港に到達。最大波高は339cmを記録
昭和35年12月25日～26日 (1960)	暴風雪			根室沖を通過して発達した低気圧による陸上22.0m/s、海上30.0m/sのふぶき。列車運休、電信、電話障害、学校休校、床上浸水15戸。
昭和40年1月8～9日 (1965)	暴風雪			根室の南を通過した低気圧による陸上20.2m/s、海上25m/sの風による高潮。全壊7戸、一部破損19戸、床上浸水14戸、床下浸水22戸、漁船被害134隻、水産施設木工被害多数。
昭和48年6月17日 (1973) 根室半島沖地震 【震源地】 根室半島南東沖	地 震 津 波	7.4	5	花咲港における最大波280cm 重傷3名、軽傷19名、住宅全壊2戸、一部破損5,034戸、津波による床上浸水61戸外、水産港湾、商工農業その他被害額1,897,000千円。

発生年月日	災 害		被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度
昭和 49 年 1 月 24 日～26 日 (1974)	風 雪 波 浪		
昭和 49 年 2 月 9 日 (1974)	高 波		
昭和 49 年 10 月 20 日 (1974)	暴 風 波 浪		
昭和 50 年 1 月 17 日～18 日 (1975)	暴風雪 波 浪		
昭和 51 年 4 月 7～8 日 (1976)	暴風雪		
昭和 54 年 10 月 19 日 (1979)	暴風雨 波 浪		
昭和 55 年 10 月 26 日 (1980)	暴風雨 波 浪		
昭和 56 年 1 月 2～3 日 (1981)	暴風雪 波 浪		
昭和 56 年 5 月 25 日 (1981)	大 雨 洪 水		
昭和 56 年 8 月 5～6 日 (1981)	暴風雨 波 浪		
昭和 56 年 8 月 23 日～24 日 (1981)	大 雨 洪 水		

発生年月日	災 害 種 別		被 害 状 況
	規 模	震 度	
昭和 57 年 6 月 28 日 (1982)	大 雨 洪 水		台風 5 号の通過により漁網 13 ヲ統破損。 被害額 169,000 千円。
昭和 57 年 10 月 20 日 (1982)	大 雨 洪 水		低気圧の通過により漁船の破損 1 隻、漁網 5 ヲ統破損。 被害額 21,000 千円。
昭和 57 年 10 月 25 日 (1982)	波 浪		低気圧の通過により最大風速 28.3m/s を記録。 住家の破損、水産被害など被害額 131,000 千円。
昭和 58 年 3 月 17 日～18 日 (1981)	暴風雪 波 浪 高 潮		低気圧の通過により最大瞬間風速 37.2m/s を記録。国 道 44 号線・道々根室半島線全線通行不能。花咲港西防 波堤破損や住家・営農被害など被害額 185,000 千円。
昭和 61 年 9 月 4 日 (1986)	大 雨 洪 水		台風 15 号から変わった低気圧の通過により日降水量 148 mm を記録。浜松地区に避難命令。住家被害 83 棟、 土木被害 31 件、水産被害 15 件など被害額 172,000 千 円。
昭和 62 年 9 月 1 日 (1987)	暴 風 波 浪		台風 12 号から変わった低気圧の通過により最大瞬間風 速 32.7m/s を記録。住家の屋根トタンの飛散 101 件な ど被害額 14,000 千円。
昭和 63 年 10 月 30 日～31 日 (1988)	暴 風 波 浪		低気圧の通過により最大瞬間風速最大瞬間風速 37.6m /s を記録。住家被害 27 棟、水産被害 286 件、土木被 害 10 件など被害額 1,450,000 千円。
昭和 63 年 11 月 24 日～25 日 (1988)	大 雨 洪 水 暴 風 波 浪		低気圧の通過により最大瞬間風速 35.4m/s を記録。住 家被害 23 棟、水産被害 165 件、営農被害 27 件など被 害額 537,000 千円。
平成元年 8 月 16～17 日 (1989)	大 雨 洪 水 暴 風 波 浪 高 潮		納沙布岬を通過した台風 14 号により総降水量 138.5 mm、最大瞬間風速 27.7m/s を記録。住家被害 61 棟、漁 具・漁網などの水産被害 79 件、道路の決壊 8 ケ所。被 害額 186,000 千円
平成 2 年 11 月 4～5 日 (1990)	暴 風 波 浪		低気圧の通過により最大瞬間風速 30.8m/s を記録。住 家一部破損 12 棟、営農施設 25 件、漁具、漁網などの 水産被害 47 件など被害額 675,000 千円。
平成 2 年 11 月 9～11 日 (1990)	暴 風 波 浪 大 雨 洪 水		低気圧の通過により最大瞬間風速 33.5m/s、総降水量 57.5mm を記録。市街地の一部、納沙布などで住家約 1,000 戸が停電となる。住家一部破損 23 棟、営農施設被 害 14 件、漁船破損などの水産被害 19 件など被害額 75,000 千円。

発生年月日	災 害 種 別			被 害 状 況
	規 模	震 度		
平成 3 年 2 月 16～18 日 (1991)	暴風雪 大 雪 波 浪			低気圧の通過により最大瞬間風速 34.5m/s、総降雪量 23 cmを記録。幌茂尻などで一時停電となる。住家一部破損 16 棟、営農施設被害 8 件漁船破損などの水産被害 11 件など被害額 18,000 千円円。
平成 3 年 9 月 27～28 日 (1991)	大 雨 洪 水 暴 風 波 浪 高 潮			台風 19 号の通過により最大瞬間風速 30.1m/s、総降水量39mmを記録。厚床で塩害により約 1,600 戸が 17 時間にわたり停電となる。住家一部破損 16 棟、水産施設の屋根剥離、漁網流出などの水産被害 10 件など被害額 168,000 千円。
平成 4 年 9 月 11～12 日 (1992)	大 雨 洪 水 暴 風 波 浪 高 潮			台風 17 号の通過により最大瞬間風速 28.9m/s、総降水量 259.0 mm、日降水量 211.5 mmで観測開始以来第 1 位を記録。1 時間における最大降水量 29 mm、最高潮位 182 cmを記録。住家床上、床下浸水 109 棟、水産施設被害などの水産被害 28 件など被害額 116,000 千円。浜松地区に避難勧告。
平成 5 年 1 月 15 日 (1993) 20 時 6 分 釧路沖地震 【震源地】 釧路沖	地 震	7.8	4	軽傷 11 名、住家一部破損 130 棟、商工業被害 83 件、水産被害 11 件、学校破損 13 校など被害額 407,000 千円。 厚床、歯舞で断水。歯舞、厚床の一部、敷島町の一部 2,152 戸が停電。
平成 6 年 10 月 4 日 (1994) 22 時 23 分 北海道東方沖地震 【震源地】 北海道東方沖	地 震 津 波	8.2	5	花咲港で 173cm の津波を観測。重傷 8 名、軽傷 42 名、住家全壊 17 棟、半壊 271 棟、一部破損 1,533 棟、床上浸水 2 棟、漁船破損 12 隻などの水産被害、道路亀裂等 58 ヲ所などの土木被害、港湾 1 港区、漁港 10 港の破損、商工業被害 501 件など被害総額 17,865,000 千円。 沿岸住民に避難勧告。火災 1 件発生（部分焼）別当賀、初田牛、西厚床の一部で停電。市内全域 9,450 世帯で断水。ＪＲ花咲線根室～厚床間が 11 月 2 日まで不通。
平成 7 年 11 月 8～9 日 (1995)	暴 風 波 浪 高 潮			低気圧の通過により最大瞬間風速 33.5m/s を記録。住家一部破損19棟、営農施設35件、漁具、漁網などの水産被害 66 件など、被害額 540,000 千円。
平成 10 年 8 月 30～31 日 (1998)	大 雨 洪 水			低気圧の通過により総降水量 167 mm、日降水量 135.5 mmを記録。住家床上、床下浸水 8 棟、がけ崩れ 7 件、水産施設被害など 55 件。浜松地区住民が自主避難。被害額 13,000 千円。

発生年月日	災 害 種 別	規 模		被 害 状 況
		規 模	震 度	
平成 10 年 9 月 16～17 日 (1998)	大 雨 洪 水 暴 風			台風 5 号の通過により総降水量126mm、最大瞬間風速30m/s を記録。道路冠水 5 件、漁具被害 4 件、漁船小破 1 件など。被害額 126,000 千円。
平成 12 年 1 月 28 日 (2000) 23 時 21 分 【震源地】 根室半島南東沖	地 震	7.0	4	軽傷 2 名、公共施設及びその他施設の被害なし。
平成 15 年 9 月 26 日 (2003) 4 時 50 分 平成 15 年十勝沖地震 【震源地】 十勝沖	地 震 津 波	8.0	4	花咲港における津波到達時刻等 午前 5 時 27 分、最大波 89cm 軽傷 4 名、住宅被害 18 件、港湾 1 港区 11 件、商工、学校施設など計 122 件。被害額 177,954 千円。 JR 花咲線根室～厚床間 29 日まで運休。 落石・光洋町地区住民の 26 世帯 92 名が自主避難。
平成 16 年 1 月 13～16 日 (2004)	暴風雪 波 浪			低気圧の通過により最大瞬間風速 33.0m/s を記録。国道 44 号線（穂香～厚床間）、道々 5 路線通行止。住家・営農施設被害など 35 件。被害額 5,000 千円。
平成 16 年 9 月 7～8 日 (2004)	暴 風 波 浪			台風 18 号の通過により最大瞬間風速 39.3m/s を記録。重傷 1 名、軽傷 3 名。住家被害ほか 45 件。被害額 8,000 千円
平成 16 年 11 月 29 日 (2004) 午前 3 時 32 分 【震源地】 釧路沖	地 震 津 波	7.1	4	花咲港における津波到達時刻等 午前 3 時 54 分、最大波 12cm（午前 5 時 3 分） 重傷者 3 名、軽傷者 1 名、港湾被害など計 61 件。 被害額 353,420 千円
平成 16 年 12 月 6 日 (2004) 午後 11 時 15 分 【震源地】 釧路沖	地 震	6.9	4	軽傷者 1 名、物的被害 5 件
平成 16 年 12 月 5～6 日 (2004)	暴風雪 波 浪			低気圧の通過により最大瞬間風速 32.7m/s を記録。道々 7 路線通行止。住家・営農施設被害など 17 件。 被害額 7,000 千円。
平成 18 年 10 月 6～9 日 (2006)	暴 風 波 浪 大 雨 洪 水 高 潮			急速に発達した低気圧の通過により観測史上極値となる最大瞬間風速 42.2m/s を記録。（潮位は欠測） 温根沼などで 15 世帯 23 名が自主避難。市内 5,470 戸で停電。重傷者 2 名、軽傷者 5 名、住宅被害 242 件（床上浸水 13 件、床下浸水 12 件、一部損壊 217 件）、農業被害 134 件、水産被害 458 件、商工被害 100 件など計 1,083 件。被害額 1,968,000 千円。

発生年月日	災 害		被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度
平成 18 年 11 月 15 日 (2006) 午後 8 時 14 分 【震源地】 千島列島東方	地 震 津 波	7.9	1
平成 19 年 1 月 6 日～8 日 (2007)	暴風雪 波 浪 高 潮		
平成 19 年 1 月 13 日 (2007) 午後 1 時 23 分 【震源地】 千島列島東方	地 震 津 波	8.2	3
平成 19 年 8 月 15 日 (2007) 午前 8 時 40 分 【震源地】 南米西部ペルー沿岸	津 波	8.0	－
平成 20 年 3 月 31 日～ 4 月 2 日 (2008)	暴風雪 波 浪		
平成 21 年 9 月 30 日 (2009) 午前 2 時 48 分 【震源地】 南太平洋 サモア諸島	津 波	7.9	－
平成 21 年 10 月 8 日～9 日 (2009)	暴 風 波 浪 高 潮		

発生年月日	災 害		被 害 状 況
	種 別	規 模	
平成 22 年 2 月 27 日 (2010) 午前 3 時 34 分 【震源地】 チリ中部沿岸	津 波	8.8	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等 28 日午後 1 時 47 分 最大波 1.0m (28 日午後 6 時 23 分) 沿岸 32 地区に避難指示発令 (3,363 世帯 8,840 人対象) 避難人数 約 2,200 人
平成 22 年 12 月 22 日 (2010)	暴 風 波 浪 高 潮		発達した低気圧の影響により、最大瞬間風速 29.6m/s を記録。水産被害を中心に被害総額 3,000 千円。
平成 23 年 3 月 11 日 (2011) 午後 2 時 46 分 東北地方太平洋沖地震 【震源地】 三陸沖	地 震 津 波	9.0	被害件数 227 件 (住宅 11 件、港湾施設 14 件、水産施設・漁船 95 件、 商工 26 件、その他 81 件)、被害総額 4,754,186 千円。 花咲港における津波到達時刻 11 日午後 3 時 43 分 最大波 286cm (11 日午後 3 時 57 分) 沿岸町会に避難指示発令 (3,318 世帯 8,620 人対象) 避難人数 約 2,900 人
平成 23 年 9 月 21 日 (2011)	暴 風 波 浪 大 雨 高 潮		台風 15 号の通過により、最大瞬間風速 35.6m/s 総雨量 89.5mm を記録 住宅被害 19 件、農業被害 16 件、水産被害 2 件、商工 被害 10 件が被害 被害総額 23,000 千円。
平成 24 年 3 月 14 日 (2012) 午後 6 時 9 分 【震源地】 三陸沖	地 震 津 波	6.9	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等 14 日 18 時 55 分 最大波 微弱 (14 日午後 7 時 08 分) 沿岸町会に注意喚起
平成 24 年 4 月 3 日 (2012)	暴 風 波 浪		急速に発達した低気圧の通過により、最大瞬間風速 30.5 ㎞/h を記録。雨による融雪により、床上浸水等 4 件 が被害、公共施設が一部破損。道道等一部路線で決壊。 被害総額 1,258 千円
平成 25 年 2 月 2 日 (2013) 午後 11 時 17 分 【震源地】 十勝地方南部	地 震	6.5	5 強 厚床で震度 5 強を観測 負傷者 1 名 公共施設に外壁がはがれるなどの被害が発生した。
平成 25 年 2 月 6 日 (2013) 午前 10 時 12 分 【震源地】 南太平洋 ソロモン諸島沖	津 波	8.0	被害等なし 花咲港における津波到達時刻等 6 日 20 時 22 分 最大波 10cm 14 時 41 分、津波注意報発令。沿岸地域に注意喚起を促 す。

発生年月日	災害種別		被害状況
	種別	規模	
平成25年3月2日～3日 (2013)	暴風雪		発達した低気圧の通過により、最大瞬間風速 34.4m/s を記録。 風の影響により、歯舞、豊里、双沖、市内の数か所で停電発生した。 国道44号線、道道35号線（根室半島線）ほか、通行止めとなった。 国道通行止めの影響により、消防厚床分遣所を一時的に開放、後に厚床会館も開放した。 住宅被害8件、農業被害9件、水産被害2件、商工被害2件、その他倉庫等破損12件 被害総額 10,030 千円。 この暴風雪により中標津町で5人が亡くなった。
平成25年4月7日 (2013)	暴風波		急速に発達した低気圧の通過により、最大瞬間風速 32.4 m/s を記録。 トタン屋根の剥離等の被害が発生したほか、強風であおられ外れたドアに当たり男性1人が軽症を負った。 被害総額 10,033 千円。
平成25年9月16日～17日 (2013)	暴風波 高潮 高潮		台風18号（その後温帯低気圧に変わり接近）の影響により最大瞬間風速 31.2 m/s を記録。 トタン屋根や壁の剥離被害のほか、倒木が発生。また、一部で停電、冠水の被害が発生した。 また、根室湾中部漁業協同組合所属の上架している漁船が突風により破損した。 被害総額 8,000 千円
平成25年10月16日～17日 (2013)	大雨 暴風波 高潮		台風26号の影響により最大瞬間風速 36.7 m/s を記録。 トタン屋根剥離や学校をはじめとした公共施設にも被害が発生した。 また、臨時に避難所を開設（4箇所）し、1世帯3人を受け入れた。 被害総額 226,000 千円。
平成25年11月10日 (2013)	暴風波		急速に発達した低気圧の影響により、最大瞬間風速 32.5 m/s を記録。トタン屋根剥離や物置の破損、飛散などの被害が発生した。また一部で停電も発生。 被害総額 18,533 千円。

発生年月日	災 害		被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度
平成 26 年 2 月 16 日～18 日 (2014)	大 雪 波 浪 暴風雪		
平成 26 年 3 月 13 日～14 日 (2014)	暴風雪		
平成 26 年 3 月 21 日 (2014)	暴風雪 高 潮		
平成 26 年 4 月 2 日 (2014) 午前 8 時 46 分 【震源地】 南米西部（チリ北部沿岸）	津 波	8.1	-
平成 26 年 12 月 17 日～18 日 (2014)	暴 風 波 浪 暴風雪 高 潮		
平成 27 年 1 月 17 日～18 日 (2015)	大 雪 暴風雪 波 浪 高 潮		
平成 27 年 1 月 22 日～24 日 (2015)	大 雪 暴風雪 波 浪 高 潮		

発生年月日	災 害			被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度	
平成 27 年 1 月 31 日～ 2 月 2 日 (2015)	暴風雪 波 浪			急速に発達した低気圧の通過により、最大瞬間風速 30.1 m/s を記録。国道・道道・市道が通行止めとなり、公共交通機関は全て運休。厚床会館を帰宅困難者退避所として開設。西浜町 3 丁目他 629 件で停電が発生。被害なし。
平成 27 年 2 月 14 日～15 日 (2015)	暴風雪 高 潮			急速に発達した低気圧の通過により、最大瞬間風速 29.4 m/s を記録。厚床では最深積雪 81cm を記録し、観測史上 1 位となった。国道・道道・市道が通行止めとなり、公共交通機関は全て運休。厚床会館を帰宅困難者退避所として開設。弁天町他 510 件で停電が発生。被害件数 3 件、被害額 80 千円。
平成 27 年 2 月 27 日～28 日 (2015)	暴風雪 高 潮			急速に発達した低気圧の通過により、道道・市道が通行止めとなり、公共交通機関は全て運休。被害なし。
平成 27 年 3 月 2 日 (2015)	暴風雪 波 浪			前線を伴った低気圧が急速に発達しながら通過したため、道道・市道で通行止めが発生。住家被害一部損壊 1 件。
平成 27 年 3 月 10 日～12 日 (2015)	暴 風 波 浪 高 潮			前線を伴った低気圧が急速に発達しながら通過したため、納沙布で最大風速 25.5 m/s (1978 年の統計開始以来 3 月の第 1 位)、最大瞬間風速 35.3 m/s を記録した。公共交通機関が運休し、西浜町 3 丁目他 602 件で停電が発生。被害件数住家被害 24 件、農業被害 6 件など計 55 件。被害額 9,800 千円。
平成 27 年 8 月 10 日 (2015)	大 雨 洪 水			北海道付近に南から暖かく湿った空気が流入するとともに、上空には寒気が入り大気の状態が非常に不安定となり、雷を伴い局地的に猛烈な雨が降り、弥栄町で 1 時間降水量 53.5mm を記録 (観測史上 1 位)。土砂災害警戒情報が発表され、災害対策本部を設置し対応。避難準備情報を発令し、図書館、落石会館、歯舞会館を避難所として開設。弥生町、梅ヶ枝町、緑町などで浸水被害が発生し、床上浸水 6 件、床下浸水 20 件。被害合計 68 件、被害額 17,620 千円。
平成 27 年 9 月 11 日～12 日 (2015)	波 浪			台風第 17 号の通過に伴う波浪により、定置網等が破損・流出し、水産被害 21 件、被害額 10,000 千円。
平成 27 年 9 月 17～18 日 (2015) 【震源地】 チリ中部沖	津 波	8.3		北海道太平洋沿岸東部に津波注意報。 津波到達時刻 (花咲港) : 17 日 15 時 48 分、20cm (最大波)、被害なし。
平成 27 年 10 月 1 日～2 日 (2015)	大 雨 暴 風 波 浪			前線を伴い急速に発達した低気圧の通過により、最大瞬間風速 32.8 m/s (南西) を記録。被害件数、人的被害 (軽傷) 2 名、住家被害 (一部破損) 5 件、農業被害 7 件、水産被害 3 件など計 25 件。被害額 56,446 千円。

発生年月日	災 害			被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度	
平成 27 年 10 月 7 日～9 日 (2015)	大 雨 洪水 暴 風 波 浪 高 潮			超大型台風第 23 号及び台風から変わった温帯低気圧の影響により暴風雨となり、海は猛烈にしけ高潮となった。最大瞬間風速 38.0 ㍴、最高潮位は根室で 142cm、花咲で 105cm。災害対策本部を設置し、避難準備情報を発令し、避難所として図書館、歯舞会館、落石会館を開設。その後、オホーツク海側沿岸地域に避難勧告を発令し、避難所として総合文化会館、海星小中学校、厚床会館を開設。更にオホーツク海側沿岸地域（低地）に避難指示を発令。また、浜松地区に高波による越波のため、避難勧告を発令。住家・事業所の床上浸水 12 件、床下浸水 15 件、漁船転覆や定置網破損などの水産被害 117 件など合計 312 件、被害額 165, 130 千円。
平成 28 年 1 月 18 日～20 日 (2016)	暴風雪 大 雪 波 浪 高 潮			急速に発達した低気圧の停滞により、最大瞬間風速 33.3 ㍴、根室港で最高潮位 1.2m を記録。災害対策本部を設置し、沿岸地区 4,069 世帯 9,700 人に避難準備情報を発令。避難所として図書館、歯舞会館、落石会館、厚床会館を開設。その後、避難勧告を発令。また、吹雪や冠水危険のため道道、市道に通行止めが発生。漁船破損など水産被害 2 件他計 7 件。被害額 630 千円。
平成 28 年 8 月 16 日～18 日 (2016)	大 雨 洪水 暴 風 波 浪			台風 7 号の通過により、納沙布では 1 時間降水量 42.5 mm を記録し、統計開始以来第 1 位となった。被害件数、住家・非住宅被害（一部損壊・床下浸水）3 件、土木被害 2 件、水産被害 12 件、商工被害 1 件。被害合計 18 件。被害額 11,750 千円。
平成 28 年 8 月 20 日～24 日 (2016)	大 雨 洪水 暴 風 波 浪			台風 11 号及び 9 号の通過や前線の影響により、大気的不安定な状態が続き大雨となり、最大瞬間風速 30.9 ㍴を記録。23 日は、市内小中学校が臨時休校（小学校 4 校・中学校 3 校）。被害件数、住家被害（一部損壊 17 件、床下浸水 1 件）18 件、非住家被害（一部損壊）9 件、農業被害 4 件、水産被害 13 件、商工被害 2 件、その他 3 件。被害合計 49 件。被害額 9,380 千円。
平成 28 年 8 月 29 日 ～平成 29 年 4 月 27 日 (2016)	土砂災 害危険 対 応			駒場町にて、擁壁倒壊危険の恐れから 6 名（3 世帯）へ避難勧告を発令。最大避難者 6 名。擁壁撤去工事が完了したことにより、平成 29 年 4 月 27 日に通行止め及び避難勧告を解除。住家被害（屋根剥離）1 件、その他 1 件。被害合計 2 件。被害額 39,390 千円。
平成 28 年 9 月 6 日～11 日 (2016)	大 雨			台風 13 号から変わった温帯低気圧が、前線を伴いながら根室半島付近を通過により、日降水量 82.5 mm、最大瞬間風速 31.7 ㍴を記録。被害件数は社会福祉施設被害他 1 件
平成 29 年 9 月 18 日～19 日 (2017)	大 雨 暴 風 波 浪			台風 18 号の通過により、根室で最大瞬間風速 34.0 ㍴、納沙布で 34.6 ㍴を記録。厚床では最大瞬間風速 29.4 ㍴、最大風速 18.5 ㍴を記録し、統計開始以来第 1 位となった。被害件数は、住家・非住家（一部損壊）20 件、農業 30 件、土木 2 件、水産 40 件、商工 8 件、その他 30 件の計 130 件。被害額 63,250 千円。

発生年月日	災害種別		被害状況
	種別	規模	
平成29年10月23日～24日 (2017)	暴風 波浪 高潮		
平成30年9月6日～7日 (2017)	地震 停電	6.7	3
令和3年2月15日～17日 (2021)	暴風 波浪 高潮		
令和4年1月16日 (2022)	津波		
令和4年3月19日～20日 (2022)	暴風雪 大雪 波浪 高潮		
令和4年7月23日 (2022)	大雨		

発生年月日	災 害		被 害 状 況
	種 別	規 模	震 度
令和4年12月22日～25日 (2022)	暴 風 波 浪 高 潮		
令和5年2月25日 (2023)	地 震	6.0	5弱

低気圧の影響により冬型の気圧配置が続き、暴風、波浪、高潮警報が発表。最大風速は根室 19.1 m/s、納沙布 23.4 m/s、最大瞬間風速は根室 30.0 m/s、納沙布 30.0 m/s、根室港で最高潮位 1.2m を記録。花咲港南埠頭道路など破損、住家屋根破損など 14 件、牛舎等屋根破損 2 件、被害額 150,000 千円。

釧路沖を震源とした地震（M6.0）が発生、震度 5 弱、被害等なし。※震度 5 弱以上の地震は平成 25 年 2 月 2 日の十勝地方南部を震源とする M6.5（震度 5 強）の地震以来。

根室市災害警戒区域一覧

水防区域（令和4年5月現在）

番号	被害発生予想区域									予想される被害				整備計画	
	市町村名	地区名	水系名	河川名	河川区分	流心距離 (km)	左右 岸別	危険区域 延長 (km)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他 (ha)	実施機関	概要
1	根室市	汐見町	根室別川	根室別川	普通	河口から 0.1	両岸	700	溢水	69	—	—	—	市	実施済
2	根室市	西浜町	ハッターリ川	ハッターリ川	普通	河口から 0.1	両岸	750	溢水	29	—	—	—	市	実施済

高波、高潮、津波等警戒区域（令和４年５月現在）

番 号	被 害 発 生 予 想 区 域							予 想 さ れ る 被 害				法 令 等 に お け る 指 定 状 況						整 備 計 画			
	市 村	町 名	沿 岸 名	地 区 名	海 岸 線 区 域 延 長 (m)	指 定 延 長 (m)	海 岸 保 全 の 施 設 区 域 延 長 (m)	災 害 の 因 子	住 家 (戸)	公 施 (棟)	共 設 道 路	そ の 他	指 定 機 関	法 令 名	指 年 月 日	指 定 番 号	危 険 区 域 と の 関 連		実 施 機 関	概 要	
																	全 部	一 部			
1	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	長 節	4,178	1,158	1,118	高 波 高 津	20				水 産 干 場	道	海 岸 法	S36. 5. 30	1228		○	道 (建設部)	実施中(一部実施済)
2	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	花 咲 港	5,792	3,602	3,466	高 波 高 津	35	水 上 5	産 屋 棟		岸 壁 物 揚 場 船 揚 場 製 氷 工 場 管 理 セ ン タ ー	道	海 岸 法	S52. 12. 28	1738		○	市	実施中(一部実施済)
3	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	落 石	13,494	4,908	404	高 波 高 津	3				岸 壁 物 揚 場 船 揚 場 製 氷 工 場 荷 事 場 務 所	道	海 岸 法	S36. 5. 30	1228		○	道 (建設部)	
4	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	昆 布 盛	12,395	0	0	高 波 高 津					岸 壁 物 揚 場 荷 船 揚 場	道	海 岸 法	S36. 5. 30	1228		○	道 (水産林務部)	実 施 済
5	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	浜 松	3,605	1,730	1,005	高 波 高 津	24					道	海 岸 法	S36. 5. 30	1228		○	道 (建設部)	
6	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	別 当 賀	1,125	1,125	0	高 波 高 津						道	海 岸 法	S36. 5. 30 S53. 8. 30	1228 2701		○	道 (建設部) (農政部)	
7	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	桂 木	4,560	1,958	1,640	高 波 高 津	19					道	海 岸 法	S36. 5. 30	1228	○		道 (建設部)	
8	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	歯 舞	7,116	3,155	1,730	高 波 高 津	11				岸 壁 物 揚 場 船 揚 場 製 氷 工 場 荷 事 場 加 厚 生 施 設	道	海 岸 法	S36. 5. 30 S62. 3. 9	1228 327		○	道 (建設部)	実施中(一部実施済)
9	根 室 市		十 勝 釧 路 沿 岸	友 知	7,226	2,773	2,773	高 波 高 津	58	公 民 館 友 知 分 館 友 知 二 町 会			船 揚 場 物 揚 場	道	海 岸 法	S36. 5. 30	1228		○	道 (建設部)	

番 号	被 害 発 生 予 想 区 域							予 想 さ れ る 被 害				法 令 等 に お け る 指 定 状 況						整 備 計 画			
	市 村	町 名	沿 岸 名	地 区 名	海 岸 線 危 険 区 域 延 長 (m)	指 定 済 延 長 (m)	海 岸 保 全 施 設 の 有 る 区 域 延 長 (m)	災 害 の 因 要	住 家 (戸)	公 施 (棟)	共 設 道 路	そ の 他	指 定 機 関	法 令 名	指 年 月 日	指 定 番 号	危 険 区 域 と の 関 連		実 施 機 関	概 要	
																	全 部	一 部			
10	根 室 市		十 釧 海	勝 路 岸	双 沖	1,753	746	1,030	高 高 津	波 潮 波		16		道	海 岸 法	S59.3.22	466		○	道（建設部）	
11	根 室 市		十 釧 海	勝 路 岸	瑠 璃 瑠 布	6,395	1,867	289	高 高 津	波 潮 波		8		道	海 岸 法	S36.5.30	1228		○	道（建設部）	
12	根 室 市		根 海	室 岸	温 根 元 里	15,145	3,179	490	高 高 津	波 潮 波		6	う に 種 苗 セ ン タ ー 水 産 研 究 所	道	海 岸 法	S36.5.30 H9.6.27	1228 1074		○	道（建設部）	
13	根 室 市		根 海	室 岸	牧 の 内	10,155	1,479	1,099	高 高 津	波 潮 波		7		道	海 岸 法	S36.5.30 S62.3.9	1228 326		○	道（建設部）	
14	根 室 市		根 海	室 岸	根 室 港	5,080	2,470	1,868	高 高 津	波 潮 波		425	水 産 上 屋 2 棟 港 湾 合 同 倉 庫	道	海 岸 法	S36.5.30	1228		○	市	継 続 事 業 で 実 施 中
15	根 室 市		根 海	室 岸	岬 町	414	414	0	高 高 津	波 潮 波				道	海 岸 法	S36.5.30	1228		○	道（建設部）	継 続 事 業 で 実 施 中
16	根 室 市		根 海	室 岸	西 浜 町	2,458	1,341	1,305	高 高 津	波 潮 波				道	海 岸 法	S36.5.30	1228		○	道（建設部）	
17	根 室 市		根 海	室 岸	穂 香	4,418	1,044	700	高 高 津	波 潮 波				道	海 岸 法	S36.5.30 S51.2.18	1228 385		○	道（建設部）	

[illegible]

土砂災害危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険区域 (令和4年5月現在)

番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画			
	市町村名	区域名	場所	危険区域の延長 (m)	住家 (戸)	公施 (棟)	共設	道 路	そ の 他	指定 機関	法 令 名	指 年 月 日	指 定 番 号	危険区域との関連		実 機	施 関	概 要
														全部	一部			
1	根 室 市	落石西		222	4	落石駐在所												
2	根 室 市	浜松	全域	1,120	27	浜松会館		道道根室浜中鉦路線 市道浜松線 瀬臥牛線	神社 漁具 保管庫	道	急傾斜地法 森林法	S55.3.15 H16.10.19 H26.1.28 H12.5.193	665 866 61 906		○	道 (建設部) (水産林務部)	継続事業で 実 施 中 (一部実施済)	
3	根 室 市	穂香		145	5													
4	根 室 市	西浜町	7丁目	310	20			市道西浜2号線		道	急傾斜地法	S54.9.19	3110		○	道 (建設部)	実 施 済	
5	根 室 市	岬町	1丁目	330	5													
6	根 室 市	花園町	1丁目	400	21	児童デイサービス センター		市道縦41号線 市道西浜団地3号線		道	急傾斜地法	S62.12.21	2052	○		道 (建設部)	実 施 済	
7	根室市	平内町	1丁目	175	8			市道縦29号甲線	栽培漁業センター	道	急傾斜地法	H9.3.14	361	○		道 (建設部)	実 施 済	
8	根室市	西浜町	1丁目	103		下水終末処理場		市道運動公園1号線										
9	根室市	宝林町	4丁目	105	5													
10	根室市	昭和町	4丁目	120	5			市道緑ヶ丘9号線 市道緑ヶ丘10号線										
11	根室市	花咲港		255	6			市道花咲港海岸線										
12	根室市	花咲港		55	5			市道花咲港海岸線										
13	根室市	花咲港	東浜	320	40			市道花咲臨港線		道	急傾斜地法 土砂災害防 止法	S51.5.12 S54.2.5 S55.10.4	1716 250 2487		○	道 (建設部)	実 施 済	
14	根室市	花咲港		230	10			道々花咲港線 市道花咲港小学校 通学路										
15	根室市	花咲港	206番地	67				市道花咲港会館線								道 (農政部)	実 施 済	
16	根室市	有磯町	1丁目	29	2			市道横17号中通	民宿はま屋									

番号	危険区域の現況				予想される被害					法令等における指定状況						整備計画	
	市町名	区域名	場所	危険区域の延長(m)	住家(戸)	公施(棟)	共設	道路	その他	指定機関	法令名	指年月日	指定番号	危険区域との関連全部一部		実施機関	概要
17	根室市	有磯町	2丁目	95	5												
18	根室市	千島町	2丁目	60	5			市道縦5号甲線									
19	根室市	琴平町	1丁目	305	10			市道北方埋立地迂回道路									
20	根室市	汐見町	1丁目	150	9			市道縦5号甲線 市道横6号線		道	急傾斜地法	H9.3.14	361	○		道(建設部)	実施済
21	根室市	駒場町	2丁目	85	5			市道横6号線									
22	根室市	駒場町	2丁目	78	7												
23	根室市	友知2	第1・第2町会地区	720	21	友知第2町会会館		市道友知港線 市道友知沖根婦線		道	急傾斜地法	S55.3.15	665		○	道(建設部)	実施済
24	根室市	西浜町	1丁目	170	10												
25	根室市	昭和町	4丁目	120	9												
26	根室市	弥栄町	2丁目	110	0	警察署											
27	根室市	東梅		92	1			市道東梅線									
28	根室市	昆布盛		108	1			市道昆布盛線									
29	根室市	昆布盛		72	1			市道昆布盛線									
30	根室市	昆布盛		175	4			市道昆布盛港線								道(農政部)	
31	根室市	昆布盛		26	2												
32	根室市	花咲港	330番地	88	1												

[illegible]

[illegible]

番号	危険区域の現況				予想される被害					法令等における指定状況						整備計画	
	市町村名	区域名	場所	危険区域の延長(m)	住家(戸)	公施(棟)	共設	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
65	根室市	花咲港		140													
66	根室市	琴平町		100													
67	根室市	琴平町		125													
68	根室市	北浜町		200													
69	根室市	牧の内		315													
70	根室市	牧の内		370													

(2) 土石流危険溪流 (平成 30 年 6 月現在)

番号	危険区域の現況									予想される被害				整備計画	
	市町村名	区域名	水系名	河川名	溪流名	平成 12 年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地 指定番号年月日	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路 (km)	その他	実施 機関	概要
							溪流 延長 (km)	面積 (km ²)							
1	根室市	別当賀	別当賀川	一番川	柳の沢川	Ⅱ94-0010	0.16	0.04		1		市道	0.45ha 畑		
2	根室市	穂香	穂香の沢川	穂香の沢川	穂香の沢川	Ⅱ94-0020	0.27	0.08		2		国道 44 号線			
3	根室市	豊里	トーサムボ ロ川	トーサムボ ロ川	右 1 の沢川	Ⅱ94-0030	0.25	0.09		1					
4	根室市	温根元	水産研究所 の沢川	水産研究所の 沢川	水産研究所の 沢川	I 94-0040	0.3	0.11			水産研 究所	市道			
5	根室市	温根元	藤沢の沢川	藤沢の沢川	藤沢の沢川	Ⅱ94-0050	0.16	0.08		1					
6	根室市	花咲港	花咲港沢川	花咲港沢川	花咲港沢川	Ⅱ94-0070	0.26	0.13		24	花咲港 郵便局	道道 花咲港線			
7	根室市	花咲港	花咲港沢川	花咲港沢川	岡田の沢川	I 94-0080	0.25	0.09		27	花咲港 郵便局	道道 花咲港線			
8	根室市	花咲港	花咲川	花咲川	大蔵の沢川	Ⅱ94-0100	0.14	0.03		1		市道			
9	根室市	昆布盛	昆布盛の沢 川	昆布盛の沢川	昆布盛左沢川	I 94-0120	0.2	0.11		12		市道			
10	根室市	昆布盛	昆布盛の沢 川	昆布盛の沢川	昆布盛の沢川	I 94-0130	0.29	0.12		14		市道			
11	根室市	浜松	芦田の沢川	芦田の沢川	芦田の沢川	Ⅱ94-0140	0.18	0.15		3		市道			
12	根室市	落石	落石川	落石川	右 1 の沢川	I 94-0150	0.19	0.15		11		市道			
13	根室市	落石	中野沢川	中野沢川	右 1 の沢川	I 94-0170	0.23	0.08		2	浄水場	市道			

土砂災害（特別）警戒区域（令和5年6月現在）

1 急傾斜地の崩壊

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
1	根室市光洋町3丁目	根室光洋3丁目1	II-9-179-2273	令和4年03月18日	○	○
2	根室市光洋町3・4丁目	根室光洋3丁目2	II-9-180-2274	令和4年03月18日	○	○
3	根室市北浜町1丁目	根室北浜1丁目1	II-9-175-2269	令和4年03月18日	○	○
4	根室市北浜町1丁目	根室北浜1丁目2	III-9-116-869	令和4年03月18日	○	○
5	根室市栄町1丁目, 汐見町1丁目, 千島町2丁目	根室千島2丁目	I-9-156-2877	令和4年03月18日	○	○
6	根室市友知	根室友知1-(1)	II-9-182-2276	令和4年03月18日	○	○
7	根室市友知	根室友知1-(2)	II-9-183-2277	令和4年03月18日	○	-
8	根室市友知	根室友知2	I-9-161-2882	令和4年03月18日	○	○
9	根室市宝林町1丁目	根室宝林1丁目1	II-9-167-2261	令和4年03月18日	○	○
10	根室市宝林町1丁目	根室宝林1丁目2	II-9-168-2262	令和4年03月18日	○	○
11	根室市宝林町1丁目	根室宝林1丁目3	II-9-169-2263	令和4年03月18日	○	○
12	根室市宝林町3丁目	根室宝林3丁目1	II-9-246-2422	令和4年03月18日	○	○
13	根室市宝林町3丁目	根室宝林3丁目2	II-9-170-2264	令和4年03月18日	○	○
14	根室市宝林町4丁目, 月岡町1丁目	根室宝林4丁目1	I-9-147-2868	令和4年03月18日	○	○
15	根室市岬町1丁目	根室岬1丁目1	II-9-163-2257	令和4年03月18日	○	○
16	根室市岬町1～4丁目	根室岬1丁目2	I-9-143-2864	令和4年03月18日	○	○
17	根室市岬町4・5丁目, 平内町1・2丁目	根室平内1丁目	I-9-145-2866	令和4年03月18日	○	○
18	根室市幸町1丁目	根室幸1丁目1	II-9-171-2265	令和4年03月18日	○	○
19	根室市幸町1丁目	根室幸1丁目2	II-9-247-2423	令和4年03月18日	○	○
20	根室市弥栄町1・2丁目	根室弥栄2丁目	I-9-243-3158	令和4年03月18日	○	○
21	根室市昆布盛	根室昆布盛1	II-9-156-2250	令和4年03月18日	○	○
22	根室市昆布盛	根室昆布盛2	II-9-157-2251	令和4年03月18日	○	○
23	根室市昆布盛	根室昆布盛3	II-9-158-2252	令和4年03月18日	○	○
24	根室市昆布盛	根室昆布盛4	II-9-159-2253	令和4年03月18日	○	○
25	根室市昭和町4丁目	根室昭和4丁目1	I-9-242-3157	令和4年03月18日	○	○
26	根室市昭和町4丁目	根室昭和4丁目2	I-9-148-2869	令和4年03月18日	○	○
27	根室市有磯町1・2丁目	根室有磯1丁目	I-9-154-2875	令和4年03月18日	○	○
28	根室市有磯町1・2丁目	根室有磯2丁目1	I-9-155-2876	令和4年03月18日	○	○
29	根室市有磯町2丁目	根室有磯2丁目2	II-9-173-2267	令和4年03月18日	○	○
30	根室市有磯町2丁目	根室有磯2丁目3	II-9-172-2266	令和4年03月18日	○	○
31	根室市東梅	根室東梅	II-9-155-2249	令和4年03月18日	○	○
32	根室市汐見町1丁目, 駒場町2丁目	根室汐見1丁目	II-9-248-2424	令和4年03月18日	○	○
33	根室市汐見町1丁目, 千島町2丁目	根室汐見1丁目1	I-9-158-2879	令和4年03月18日	○	○
34	根室市浜松	根室浜松	I-9-139-2860	令和4年03月18日	○	○
35	根室市牧の内	根室牧の内1	III-9-117-870	令和4年03月18日	○	○
36	根室市牧の内	根室牧の内2	III-9-118-871	令和4年03月18日	○	○
37	根室市牧の内	根室牧の内3	II-9-181-2275	令和4年03月18日	○	○
38	根室市琴平町1丁目, 海岸町2丁目	根室琴平1丁目	I-9-157-2878	令和4年03月18日	○	○
39	根室市琴平町1・3丁目	根室琴平3丁目1	III-9-114-867	令和4年03月18日	○	○

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別 警戒 区域
40	根室市琴平町 3 丁目	根室琴平 3 丁目 2	II-9-174-2268	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
41	根室市琴平町 3 丁目	根室琴平 3 丁目 3	III-9-115-868	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
42	根室市穂香	根室穂香 1	III-9-108-861	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
43	根室穂香	根室穂香 2	II-9-161-2255	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
44	根室穂香	根室穂香 3	I-9-140-2861	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
45	根室市穂香	根室穂香 4	III-9-109-862	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
46	根室穂香	根室穂香 5	II-9-162-2256	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
47	根室市穂香	根室穂香 6	III-9-110-863	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
48	根室市花咲	根室花咲	I-9-151-2872	平成 22 年 03 月 26 日	○	○
49	根室市東和田, 花咲港	根室花咲港 1	II-9-160-2254	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
50	根室市花咲港	根室花咲港 10	I-9-153-2874	令和 4 年 03 月 18 日	○	-
51	根室市花咲港	根室花咲港 2	II-9-165-2259	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
52	根室市花咲港	根室花咲港 3	II-9-166-2260	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
53	根室市花咲港	根室花咲港 4	I-9-149-2870	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
54	根室市花咲港	根室花咲港 5	I-9-150-2871	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
55	根室市花咲港	根室花咲港 6	III-9-111-864	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
56	根室市花咲港	根室花咲港 7	III-9-112-865	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
57	根室市花咲港	根室花咲港 8	III-9-113-866	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
58	根室市花咲港	根室花咲港 9	I-9-152-2873	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
59	根室市花園町 1・4・7 丁目, 西浜町 7 丁目	根室花園	I-9-144-2865	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
60	根室市落石東, 落石西	根室落石西	I-9-138-2859	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
61	根室市西浜町 10 丁目	根室西浜 10 丁目	II-9-244-2420	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
62	根室市西浜町 1 丁目	根室西浜 1 丁目 1	I-9-146-2867	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
63	根室市西浜町 1 丁目, 敷島町 1 丁目	根室西浜 1 丁目 2	I-9-241-3156	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
64	根室市西浜町 1 丁目, 花園町 7 丁目	根室西浜 1 丁目 3	II-9-245-2421	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
65	根室市西浜町 2 丁目	根室西浜 2 丁目 1	II-9-164-2258	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
66	根室市西浜町 7 丁目	根室西浜 7 丁目(1)	I-9-141-2862	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
67	根室市西浜町 7 丁目	根室西浜 7 丁目(2)	I-9-142-2863	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
68	根室市駒場町 1・2 丁目, 牧の内	根室駒場 1 丁目	II-9-178-2272	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
69	根室市駒場町 2 丁目	根室駒場 2 丁目 1	I-9-159-2880	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
70	根室市駒場町 2 丁目	根室駒場 2 丁目 2	I-9-160-2881	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
71	根室市駒場町 2 丁目	根室駒場 2 丁目 3	II-9-176-2270	令和 4 年 03 月 18 日	○	○
72	根室市駒場町 2 丁目	根室駒場 2 丁目 4	II-9-177-2271	令和 4 年 03 月 18 日	○	○

2 土石流

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別 警戒 区域
1	根室市落石西	右 1 の沢川	I-94-0150	令和 4 年 03 月 18 日	○	-
2	根室市落石西	右 1 の沢川	I-94-0170	令和 4 年 03 月 18 日	○	-
3	根室市花咲港	大倉の沢川	II-94-0100	令和 4 年 03 月 18 日	○	-
4	根室市浜松	芦田の沢川	II-94-0140	令和 4 年 03 月 18 日	○	-

山地災害危険地区（令和５年６月現在）

1 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		地区名	保安林等	荒廃状況	危険地区	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	位置			公共施設等	
市町村	地区				の危険度			市町村	大字	字	人家戸数	道路
223-223	0001	西浜 1		無	C	1.53	無	根室市		西浜町	0	道道
223-223	0002	西浜 2		無	B	1.11	無	根室市		西浜町	27	道道
223-223	0003	西浜 4		無	B	0.77	無	根室市		西浜町	58	道道
223-223	0004	西浜 5		無	B	0.65	無	根室市		西浜町	35	道道
223-223	0005	友知 2		無	B	3.70	無	根室市		友知	54	その他
223-223	0006	友知 1		無	B	0.57	無	根室市		友知	116	その他
223-223	0007	花咲 2		有	A	5.76	無	根室市		花咲	23	道道
223-223	0008	花咲 3		有	A	3.36	無	根室市		花咲	22	道道
223-223	0009	花咲 4		有	A	7.04	無	根室市		花咲	56	その他
223-223	0010	花咲 5		有	A	1.17	無	根室市		花咲	340	道道
223-223	0011	花咲 1		有	A	0.55	一部概成	根室市		花咲	45	道道
223-223	0012	昆布盛 2		有	A	1.43	無	根室市		昆布盛	70	その他
223-223	0013	昆布盛 1	土砂崩壊防備保安林	有	A	3.32	一部概成	根室市		昆布盛	42	その他
223-223	0014	昆布盛 3		有	A	2.25	無	根室市		昆布盛	75	その他
223-223	0015	昆布盛 4		有	A	0.74	無	根室市		昆布盛	8	その他
223-223	0016	浜松 1	土砂崩壊防備保安林	有	A	1.50	一部概成	根室市		浜松	150	道道
223-223	0017	浜松 2		有	A	1.01	無	根室市		浜松	11	その他
223-223	0018	落石 1		有	A	3.98	無	根室市		落石	130	道道
223-223	0019	落石 2	土砂崩壊防備保安林	有	A	7.95	一部概成	根室市		落石	154	その他
223-223	0020	琴平 2		有	A	0.35	無	根室市		琴平町	10	道道
223-223	0021	琴平 1		有	A	0.25	一部概成	根室市		琴平町	142	その他
223-223	0022	琴平 3		有	A	0.88	無	根室市		琴平町	85	その他
223-223	0023	西浜 3		有	A	0.19	未成	根室市		西浜町	26	その他
223-223	0024	岬町 1		有	A	0.36	一部概成	根室市		岬町	64	その他

2 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		地区名	保安林等	荒廃状況	危険地区	面積	治山事業	位置			公共施設等	
市町村	地区				の危険度	(ha)	進捗状況	市町村	大字	字	人家戸数	道路
223-223	0001	トフケナイ川		無	C	1.53	無	根室市		幌茂尻	0	国道
223-223	0002	ネムロベツ川		有	B		無	根室市		駒場町	32	その他
223-223	0003	1 番川		有	C		無	根室市		北浜町	1	
223-223	0004	フラリムイ川		有	B		無	根室市		齒舞	19	道道
223-223	0005	齒舞A沢		有	C		無	根室市		齒舞	7	道道
223-223	0006	双沖A沢		有	C		無	根室市		双沖	1	
223-223	0007	オワッタラウシ 川		有	C		無	根室市		桂木	4	その他
223-223	0008	花咲A沢		有	C		一部概成	根室市		花咲	6	道道
223-223	0009	花咲B沢		有	B		無	根室市		花咲	22	道道
223-223	0010	花咲川		有	C		無	根室市		花咲	0	その他
223-223	0011	昆布盛A沢		有	C		無	根室市		昆布盛	4	その他

孤立化予想区域（平成 29 年 8 月現在）

番 号	市町村	孤 立 化 予 想 区 域				予 想 さ れ る 被 害		災害に関する問題点等	備 考
		地区名	災害の種類	原因となる状況	左の延長	世帯	人 口		
1	根室市	槍 昔	雪 害	道路の途絶	17 k m	14	53	除雪体制の強化、道路の整備	

危険物、爆発物等所在一覧（令和４年４月現在）

（１）火薬庫

所有者名	住 所	火薬庫所在地	火薬庫の構造	貯蔵種類及び数量	備考
多田銃砲火薬店	梅ヶ枝町 2－31	東和田 242	地上式 1 級	火薬 100kg、爆薬 7,020kg	1 号庫
			煙火火薬庫	工業雷管 140,000 個、電気雷管 32,000 個 導火線 24,000m、導爆線 20,000m 実 包 38,500 個、空 砲 20,000 個 銃用雷管 10,000 個 コンクリート破砕器 3,000 個 煙火 250kg、信号火せん 20kg 信号焰管 30kg	2 号庫
渡辺運輸(株)	桂木 110	桂木 110	地上式 1 級	爆薬 1,245kg	1 号庫
				電気雷管 900 個	2 号庫
第一産業(株)	昭和町 2－108	光洋町 4－41	地上式 1 級	爆薬 945kg	1 号庫
				電気雷管 200 個	2 号庫
森田産業(株)	花咲港 330	東和田 913	地上式 1 級	爆薬 1,000kg	1 号庫
				工業雷管 300 個、電気雷管 1,000 個 導火線 200m、導爆線 250m	2 号庫

(2) プロパンガス充てん所

所有者名	住 所	充てん所所在地	タンク容量	一 日 の 処 理 能 力	備 考
泉プロパン(株)	敷島町 2-35	敷島町 2-35	20t タンク 1 本	51,946.2 m ³ /D	
(株)ヒシサン	本町 4-43	昭和町 4-422	15t タンク 1 本 20t タンク 1 本	79,417 m ³ /D	
メーコー商事(株)	大正町 3-10	西浜町 7-50	15t タンク 1 本	59,480 m ³ /D	

(3) 危険物施設

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
屋外タンク貯蔵所	北海道漁業協同組合 連合会根室支店	海岸町 1-2	花咲港 346-2・3	重油 4,742kl、重油 895kl、軽油 495.7kl 軽油 2,641.7kl	
	(株)ヒシサン	本町 4-43	花咲港 346-7 歯舞 5-18	重油 999.948kl、灯油 977.00kl 灯油 800kl 重油 50kl、灯油 30kl	
	歯舞漁業協同組合	歯舞 4-120	歯舞 4-76.77.78.79	軽油 199kl、重油 199kl、重油 199kl	
	根室石油(株)	鳴海町 4-20	花咲港 346-5	灯油 50kl、軽油 200kl	
	航空自衛隊根室分屯基地	光洋町 4-15	光洋町 4-15	灯油 18kl、重油 40kl、重油 64.8kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
屋外タンク貯蔵所	社会福祉法人 根室隣保院附属 養護老人ホーム	月岡町 2-88	月岡町 2-88	灯油 4kl	
	渡辺建設工業㈱	花園町 5-10	明郷 142-2	重油 30kl	
	循環システム事業協 同組合	花咲港 374-2	花咲港 374-2	灯油 10kl	休止
	落石漁業協同組合	落石西 395-2 先埋立地	落石西 388・389	軽油 53.9kl、軽油 53.9kl、重油 105kl	
屋内タンク貯蔵所	歯舞漁業協同組合	歯舞 4-120	歯舞 4-120	重油 11kl	
	北海道根室振興局	常盤町 3-28	常盤町 3-28	重油 8kl、軽油 3kl	新設（追加）
	イオン根室店	常盤町 3-9	常盤町 3-9	重油 10kl	休止
	根室グランドホテル	大正町 2-2	大正町 2-2	重油 10kl	
	根室漁業協同組合花 咲流通管理センター	海岸町 1-17	花咲港 440	重油 8.2kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
地下タンク貯蔵所	北海シェル石油(株) 根室支店西浜油槽所	本町 4－50	西浜町 2－53・4	灯油 100kl、軽油 50kl、重油 50kl	
	根室市温水プール	常盤町 2－27	曙町 2－29	重油 10kl	
	根室郵便局	本町 4－41	本町 4－7	重油 3kl	
	(株)照井石油商会	西浜町 1－40	西浜町 1－40	灯油 30kl	休止
	根室市立厚床中学校	常盤町 2－27	厚床 1－218	重油 4kl	休止
	社会福祉法人 根室隣保院附属養護 老人ホーム デイサ ービスセンター	月岡町 2-88	月岡町 2－88	重油 3kl	
	宗教法人 開法寺	弥栄町 1－1	弥栄町 1－1	重油 3kl	
	根室市桂木浄水場	常盤町 2－27	光洋町 3－5	重油 4kl	
	根室市葬斎場蒼香苑	常盤町 2－27	穂香 182－3・5・8	灯油 3kl	
	根室警察署	弥栄町 1－16-1	弥栄町 1－16-1	重油 6kl	
	根室市 第2ごみ埋立処分場	常盤町 2－27	月岡町 2－22・57	灯油 4kl	
	北海道立北方四島 交流センター	常盤町 2－27	穂香 110－1	重油 5kl	ニホロ

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
地下タンク貯蔵所	根室市 白鳥台センター	常盤町 2-27	酪陽 1	重油 6kl	スワン 44
	(株)カネヒロ	琴平町 3-26	琴平町 3-26	重油 19kl	
	社会福祉法人 根室恵徳会 介護老人保健施設 セラピーこざくら	西浜町 5-89-1	西浜町 5-89-1	重油 20kl 重油 10kl	
	メーコー商事(株)	大正町 3-10	大正町 3-10	灯油 96kl	
	北海道エネルギー(株) 道東支店根室営業所 昭和町配送センター	松本町 4-5	昭和町 4-320-32	灯油 192kl、軽油 96kl	
	N T T 東日本 根室ビル	釧路市黒金町 9-2	花咲町 2-31	軽油 3kl	
	根室市水産物産地 流通加工センター	常盤町 2-27	花咲港 374	重油 30kl	休止
	旧根室市立 瑤瑤瑤小学校	常盤町 2-27	瑤瑤瑤 1-122	重油 4kl	休止

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
地下タンク貯蔵所	旧根室市立 啓雲中学校	常盤町 2－27	駒場町 2－12	重油 10kl	休止
	(有)開陽ガス	西浜町 3－76－1	西浜町 3－76－1	灯油 30kl	
	創価学会根室平和会 館	釧路市東川町 18－21	光洋町 1－52－5	灯油 3kl	
	航空自衛隊根室分屯基地	光洋町 4-15	牧の内 146－19	灯油 20kl、軽油 40kl、軽油 10kl、軽油 3kl	R2 新設（追加）
	航空自衛隊根室分屯基地	光洋町 4-15	光洋町 4-15	灯油 10kl、灯油 10kl、軽油 20kl、軽油 5kl	
	根室市下水道終末処 理場	常盤町 2－27	西浜町 1－205・206	重油 20kl	
	根室地方合同庁舎	弥栄町 1－18	弥栄町 1－18	重油 6kl	
	ホテルねむろ海陽亭	常盤町 2－24	常盤町 2－24	重油 4kl	
	根室市総合文化会館	常盤町 2－27	曙町 1－43	重油 10kl	
	イーストハーバーホテル	光和町 1－26	光和町 1－26	重油 9.6kl	
	(株)光商会	花咲港 179	花咲港 123	軽油 48kl、灯油 28.8kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
地下タンク貯蔵所	(株)ナオエー石油	宝林町 4-275	宝林町 4-296	重油 50kl、灯油 50kl	
	根室水産ビル	海岸町 1-2	海岸町 1-2	灯油 6kl	
	根室すずらん学園	厚床 2-221-1	厚床 2-221-1	重油 4kl	
	根室市じん芥焼却場	常盤町 2-27	幌茂尻 77	灯油 10kl	
	根室市立柏陵中学校	常盤町 2-27	西浜町 4-1	重油 6kl	西高から変更
	(有)石川燃料サービス	西浜町 10-81	穂香 115	灯油 19kl	
	旧根室市立共和小学校	常盤町 2-27	友知 388	重油 5kl	休止
	歯舞スポーツセンター	常盤町 2-27	歯舞 4-2	重油 6kl	休止
	オーロラタワー (NPO 法人望郷の塔)	納沙布 89	納沙布 89	重油 10kl	休止
	根室市立落石小学校	常盤町 2-27	落石東 117	重油 5kl	
	北海道根室高等学校	牧の内 146	牧の内 146	灯油 1.9kl、重油 15kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
地下タンク貯蔵所	根室港湾合同庁舎	琴平町 1－38	琴平町 1－38	重油 7kl	
	CEF(株)	昆布盛 149-7	昆布盛 149-7	灯油 4kl	社名変更
	永宝冷蔵(株)	北浜町 1-8	北浜町 1-8	重油 20kl	
	市立根室病院	有磯町 1-2	有磯町 1-2	重油 60kl	
	社会福祉法人 根室敬愛会 特別養護老人ホーム はまなす園	有磯町 2-19	有磯町 2-19-2・20 ・21・24	重油 15kl	
	根室市栽培漁業研究 センター	常盤町 2－27	温根元 168	重油 8kl	R2 新設（追加）
屋内貯蔵所	航空自衛隊 根室分屯基地	光洋町 4-15	光洋町 4-15	第 1 石油類 0.8kl、第 2 石油類 0.8kl 第 3 石油類 0.4kl	
				第 1 石油類 0.8kl、第 2 石油類 0.8kl 第 3 石油類 1.2kl、第 4 石油類 0.6kl	
	北海道エネライン(株) 道東支店根室営業所	松本町 4-5	花咲港 2	潤滑油 59kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
給油取扱所	北海シェル石油(株) 根室支店	本町 4-52	本町 4-50	ガソリン 20kl、軽油 10kl、廃油 1.89kl、オイル 2kl	本町給油所
			西浜町 2-53	ガソリン 20kl、軽油 10kl	西浜町給油所
	北海道エネルギー(株) 道東支店根室営業所	松本町 4-5	松本町 4-5	ガソリン 48.6kl、廃油 1.95kl、 灯油 9.8kl、軽油 19.2kl	イーストポイント給油 所
	(株)照井石油商会	西浜町 1-40	西浜町 1-40	ガソリン 28.8kl、灯油 14.4kl・軽油 14.4kl、廃油 1.96kl	休止
	アートガソリンスタ ンド	納沙布 86-1	納沙布 86-1	ガソリン 19.2kl、軽油 9.6kl	休止
	ホクレン根室給油所	光和町 1-15	光和町 1-24	ガソリン 30kl、軽油 68kl、灯油 48kl、 廃油 1.95kl 潤滑油 2.5kl	セルフ

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
給油取扱所	(株)ヒシサン	本町 4-43	大正町 3-2	ガソリン 60k1、軽油 50k1、灯油 10k1、 廃油 3k1 潤滑油 0.5k1	根室大正町ノースウ ィンク*サービ*スステーショ ン セルフ
			厚床 1-15	ガソリン 15k1、軽油 15k1 灯油 10k1、廃油 4k1	厚床給油所
			歯舞 3-77	ガソリン 17k1、軽油 10k1 灯油 3k1	歯舞給油所
			本町 5-31	ガソリン 30k1、軽油 20k1 潤滑油 2k1、廃油 1.89k1 灯油 10k1	本町給油所
	根室石油(株)	鳴海町 4-20	鳴海町 4-20	ガソリン 14k1、軽油 6k1、灯油 10k1 潤滑油 0.2k1、オイル 0.2k1	鳴海町給油所
			落石東 80	ガソリン 15k1、軽油 7k1、灯油 8k1	落石給油所
	根室交通(株)	光和町 2-10-2	有磯町 2-8	軽油 7k1、灯油 3k1	自家用
	東洋商事(株)	歯舞 3-9	歯舞 3-9-1・2	ガソリン 20k1、軽油 10k1、灯油 20k1、 廃油 1.95k1	
	(株)光商会	花咲港 179	花咲港 179-5	ガソリン 20k1、軽油 30k1、灯油 20k1	花咲港給油所
			温根沼 305-1	ガソリン 19.2k1、軽油 19.2k1、灯油 9.6k1、廃油 1.96k1	温根沼給油所

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
給油取扱所	富士貨物(株)	昭和町 1-91	花咲港埋立地	軽油 9.6k1	自家用 休止
	花咲運輸(株)	花咲港 110	花咲港 110	軽油 19.2k1	自家用
	(株)ナオエー石油	宝林町 4-275	宝林町 4-275	ガソリン 20k1、軽油 20k1、灯油 0.6k1、潤滑油 0.8k1	宝林町給油所
			西浜町 3-71	ガソリン 30k1、軽油 30k1、灯油 0.597k1	西浜町給油所 セルフ
	太平洋興運(株) 根室営業所	月岡町 2-77	月岡町 2-77	軽油 9k1	自家用
	航空自衛隊 根室分屯基地	光洋町 4-15	光洋町 4-15	ガソリン 10k1、軽油 10k1	自家用
	渡辺運輸(株)	桂木 110	桂木 110	軽油 9.6k1	自家用
	森田産業(株)	花咲港 330	花咲港 374-3	軽油 20k1	自家用
	第一産業(株)	昭和町 2-108	光洋町 4-41	軽油 30k1、灯油 10k1、 重油 20k1	自家用
	(株)オカモトセルフ根 室給油所	帯広市西 1 条 19 丁目 2	穂香 1-5	ガソリン 80k1、軽油 30k1、灯油 50k1	セルフ
	モダ石油根室給油所	旭川市住吉 4 条 2-8-13	西浜町 9-11-1 の内	ガソリン 80k1、軽油 30k1、灯油 50k1	セルフ

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
給油取扱所	落石漁業協同組合	落石西 395-2 先埋立地	落石西 407	軽油 20kl、重油 10kl	落石西船舶給油所
	明協運輸(株)	厚床 1-219-5	厚床 1-219-5	軽油 30kl	自家用
一般取扱所	(株)照井石油商会	西浜町 1-40	西浜町 1-40	灯油 15kl	休止
	(株)ヒシサン	本町 4-43	花咲港 346-7	重油 10kl、灯油 10kl	花咲港油槽所
			歯舞 5-18	重油 20kl、灯油 10kl	
			琴平町 1-156	軽油 20kl、重油 40kl	
	歯舞漁業協同組合	歯舞 4-120	歯舞 4-76、77、78、79	軽油 4kl	H30 廃止・新設
	(株)ナオエー石油	宝林町 4-275	宝林町 4-296	灯油 10kl、重油 10kl	
	北海シェル石油(株) 根室支店	本町 4-50	西浜町 2-53	灯油 20kl、軽油 30kl、重油 50kl	西浜給油所
	メーコー商事(株)	大正町 3-10	大正町 3-10	灯油 16kl	
	航空自衛隊根室分屯基地	光洋町 4-15	光洋町 4-15	ガソリン 26kl、潤滑油 4kl、軽油 156kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
一般取扱所	渡辺建設工業(株)	花園町 5－10	明郷 142－2	重油 5.39kl	
	(株)明治根室工場	厚床 1－167	厚床 1－167	重油 6kl	R2 廃止（削除）
	根室市水産物産地 流通加工センター 污水处理場	常盤町 2－27	花咲港 374	重油 6.48kl×2 基	休止
	北海道漁業協同組合 連合会根室支店	海岸町 1－2	花咲港 346－2 花咲港 346－3	軽油 100kl 重油 100kl	花咲港油槽所
	根室スチレン(株)	月岡町 2－78	月岡町 2－78	重油 2.6350kl	廃止
	(有)開陽ガス	西浜町 3－76－1	西浜町 3－76－1	灯油 4kl	
	(有)石川燃料サービス	西浜町 10－81	穂香 115	灯油 4.5kl	
	根室石油(株)	鳴海町 4－20	花咲港 346-5	灯油 4.9kl、軽油 5kl	
	JR アパート 2 号棟	釧路市北大通 14－5	光和町 2－36	灯油 5kl	

施設種類	施設名称	所有者等住所	施設所在地	貯蔵取扱化学薬品名及び最大数量	備 考
一般取扱所	北海道エネルギー(株) 道東支店根室営業所	松本町 4-5	昭和町 4-320-32	灯油 4.8kl、軽油 4.8kl	昭和町配送センター
	(株)光商会	花咲港 179	花咲港 123	灯油 5kl、軽油 4kl	
	循環システム事業協 同組合	花咲港 374-2	花咲港 374-2	灯油 3.36kl	休止
	落石漁業協同組合	落石西 395-2 先埋立地	落石西 390	軽油 20kl、重油 10kl	
	根室敷島町 2 丁目宿舎	弥栄町 1-18	敷島町 2-4	灯油 5kl	
	市立根室病院	有磯町 1-2	有磯町 1-2	重油 3.469kl、重油 5.88kl	
	北海道開発局釧路開 発建設部	釧路市幸町 10-3	歯舞 4 第 3 種歯舞漁 港 -3.5m岸壁	重油 16kl	
移送取扱所	(株)ヒシサン	本町 4-43	花咲港南防波堤	灯油 1,000kl、重油 1,000kl	花咲港油槽所
	北海道漁業協同組合 連合会根室支店	海岸町 1-2	花咲港南埠頭 ほか	軽油 100kl、重油 5,000kl	花咲港油槽所

災害情報等報告取扱要領

本部長（市長）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を北海道知事（根室振興局長）に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- （１）人的被害、住家被害が発生したもの。
- （２）救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- （３）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- （４）災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- （５）地震が発生し、震度４以上を記録したもの。
- （６）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- （７）その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

（１）災害情報

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。

この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

（２）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、１５日以内に別表２の様式により報告すること。

（３）その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- （１）災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- （２）被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表３のとおりとする。

別表 1

災 害 情 報			
報 告 時 限	月 日 時 分現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 潮 位 波 高 風 速 そ の 他		
交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲 料 水) 電 気 そ の 他		
応 急 措 置 の 状 況	(1) 災 害 対 策 本 部 の 設 置	月 日 時 分 設 置	
	(2) 災 害 救 助 法 適 用 の 状 況	(地区名) (被害棟数) (り災世帯) (り災人員) (救助実施内容)	

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	区 分	地 区 名	避難場所	人 員	時 間
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請 の 状 況					
そ の 他	(5) その他措置の 状 況					
	(6) 応 急 対 策 出 動 人 員	(ア) 出動人員 市町村職員 名 消防職員 名 消防団員 名 その他（住民等） 名 計 名 (イ) 主な活動状況				
そ の 他		(今後の見通し等)				

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災 害 発 生 日 時			月 日 時 分		災 害 の 原 因						
災 害 発 生 場 所											
報 告 の 時 限			月 日 時 分現在		発 受 信 日 時			月 日 時 分			
発 信 機 関					受 信 機 関						
発 信 者					受 信 者						
項 目			件 数		被害金額 (千円)		項 目				
人 的 被 害	死者				1 氏 名 2 性 別 3 年 齢 4 原 因	農 業 被 害	共 同 利 用 施 設				
	行方不明						営 農 施 設				
	重傷						そ の 他				
	軽傷										
	計						計				
住 家 被 害	全 壊	棟 数			土 木 被 害	道 工 事	河 川				
		世 帯 数					海 岸				
		人 員					砂防設備				
	半 壊	棟 数					道 路				
		世 帯 数					橋 梁				
		人 員					小 計				
	一 部 損 壊	棟 数				市 町 村 工 事	河 川				
		世 帯 数					道 路				
		人 員					橋 梁				
	床 上 水 浸	棟 数									
		世 帯 数				小 計					
		人 員				港 湾					
	床 下 水 浸	棟 数				漁 港					
		世 帯 数				下 水 道					
		人 員				公 園					
	計	棟 数				崖 ぐ ず れ					
		世 帯 数									
		人 員				計					
	非 住 家 被 害	全 壊	公共建物			水 産 被 害	漁 船	沈没流出			
			そ の 他					破 損			
		半 壊	公共建物					計			
			そ の 他				漁 港 施 設				
		計	公共建物				共 同 利 用 施 設				
			そ の 他				そ の 他 施 設				
農 業 被 害	農 地	田			漁 具 (網)						
		畑			水 産 製 品						
	農 作 物	田			そ の 他						
		畑			計						
	農業用施設										

項 目			件 数	被害金額 (千円)	項 目			件 数	被害金額 (千円)	
林業被害	道有林	林 地			公立文教被害	小 学 校				
		治山施設				中 学 校				
		林 道				高 校				
		林産物				そ の 他 文 教 施 設				
		そ の 他				計				
		計				社 会 教 育 施 設				
	一般民有林	林 地			社会福祉施設	公 立				
		治山施設				法 人				
		林 道				計				
		林産物			その他	都 市 施 設				
		そ の 他				空 港				
		計								
	計									
	衛生被害	水 道					その他			
		病 院	公 立							
			個 人							
		一般廃棄物処理施設								
		火 葬 場								
計										
商工被害	商 業									
	工 業									
	そ の 他									
	計				被 害 総 額					
参 考	異 常 現 象 等 の 状 況									
	交 通 通 信 水 道 等 の 状 況									
	応 急 対 策 出 動 人 員 (延)			市町村職員	名	消防職員	名	消防団員	名	その他 (住民)
摘 要										

別表 3

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、A町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1カ月以上の医師の治療を受け又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療を受け又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1カ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
住家被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。

被害区分		判定基準
住家被害	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々になっている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で居住するためには、補修を要する程度のものである。 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）は破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないものである。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判定基準
非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附属する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒状によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒状とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共 同 利 用 設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。

被 害 区 分		判 定 基 準
農 業 被 害	畜 産 被 害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 滑 り 防 止 施 設	地滑り等防止法第2条第3項に規定する地滑り防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋が、流失又は損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。

土木被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。

商 工 被 害	商 業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公 立 文 教 施 設 被 害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
社 会 教 育 施 設 被 害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社 会 福 祉 施 設 等 被 害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ック 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

根室市「指定緊急避難場所」「指定避難所」「待避所」一覧

(令和5年4月現在)

指定緊急避難場所		災害の適否				標高 (m)	指定避難所		待避所					
		地震	津波	高潮	土砂		施設名称	収容人数 (人)	施設名称	収容人数 (人)	災害 区分			
1	金刀比羅神社高台	○	○	○	○	16.8	1	花咲小学校	1,680		—	—		
2	花咲小学校グラウンド	○	○	○	○	18.9								
3	旧花咲小学校グラウンド	○	○	○	○	15.6								
4	鳴海公園	○	○	○	○	10.1								
5	総合文化会館駐車場	○	○	○	○	21.0	2 3	総合文化会館 成央小学校	1,000 2,230		—	—		
6	明治公園	○	○	○	○	33.8								
7	昭和公園	○	○	○	○	28.0								
8	成央小学校グラウンド	○	○	○	○	35.9								
9	根室高等学校グラウンド	○	○	○	○	43.9	4 5	根室高等学校 光洋中学校	2,000 2,330	1	青少年センター	850	地震×	
10	青少年センター駐車場	○	○	○	○	44.1								
11	光洋中学校グラウンド	○	○	○	○	44.4								
12	図書館駐車場	○	○	○	○	12.0								
13	ときわ台公園	○	○	○	○	24.3	6	北斗小学校	2,110	2	図書館	300	地震×	
14	北斗小学校グラウンド	○	○	○	○	24.7								
15	光和公園	○	○	○	○	21.8								
16	まつもと保育所駐車場	○	○	○	○	23.9								
17	旧柏陵中学校グラウンド	○	○	○	×	24.8								
18	柏陵中学校グラウンド	○	○	○	○	30.2								
19	第二老人福祉センター駐車場	○	○	○	○	28.5	7	柏陵中学校	2,110		—	—	—	
20	青果市場駐車場	○	○	○	○	16.2								
21	花咲港小学校グラウンド	○	○	○	○	45.8	8	花咲港小学校	630		—	—	—	
22	幌茂尻会館前	○	○	○	○	6.0	9	花咲港会館（くるまいし）	150					
23	海星学校グラウンド	○	○	○	○	40.0	10	海星学校	1,060		—	—	—	
24	西和田会館前	○	○	○	○	52.4								
25	根室市農業会館駐車場	○	○	○	○	46.2								
26	個人干場（小林）	○	○	○	×	47.6								
27	東梅会館前	○	○	○	○	27.7	11	別当賀夢原館	130		—	—	—	
28	別当賀夢原館グラウンド	○	○	○	○	75.0								
29	初田牛会館駐車場	○	○	○	○	78.9	12	厚床小学校	400	3	厚床会館	230	地震×	
30	旧厚床小学校グラウンド	○	○	○	○	38.9								
31	厚床中学校グラウンド	○	○	○	○	36.0								
32	厚床会館駐車場	○	○	○	○	37.4								
33	旧昆布盛小学校グラウンド	○	○	○	○	41.7	13	旧昆布盛小学校 （体育館を除く）	220		—	—	—	
34	昆布盛会館駐車場	○	○	○	○	36.4								
35	個人干場（東后）	○	○	○	×	43.2	14 15	落石会館（ふるさと館） 落石小学校	190 370		—	—	—	
36	落石会館（ふるさと館）駐車場	○	○	○	○	47.9								
37	落石小学校グラウンド	○	○	○	○	47.9								
38	落石中学校グラウンド	○	○	○	○	47.9								
39	落石灯台高台	○	○	○	×	46.3	再掲	根室高等学校	—	4	旧共和小学校	670	地震×	津波×
40	根室ゴルフ場駐車場	○	○	○	○	36.1								
41	吉田牧場	○	○	○	○	26.0								
42	新和会館駐車場	×	×	○	○	16.1								
43	旧下内牧場・宮下牧場交差点	○	○	○	○	37.4								
44	歯舞会館（あさひ）駐車場	×	×	○	○	13.2								
45	中澤牧場向かい	○	○	○	○	32.0								
46	歯舞学園3階	×	○	×	×	27.7								
47	法泉寺駐車場	○	○	○	○	26.0								
48	瑤瑤第一町会会館駐車場	×	×	○	○	12.0								
49	瑤瑤第二会館駐車場	×	×	○	○	10.0								
50	旧瑤瑤小学校屋上	×	○	×	×	23.0								
51	瑤瑤（北）	○	○	○	○	17.0								
52	納沙布会館前	×	×	○	○	14.4								
53	旧温根元小学校グラウンド	○	○	○	○	24.0								
54	豊里会館前	○	○	○	○	21.4								
合計54ヶ所							合計15ヶ所		16,610	合計8ヶ所		4,790		

○：安全な避難場所として適した場所
×：避難場所として適さない場所など

福祉避難所			
No.	施設名称	所在地	標高 (m)
1	福祉交流館「いこっと」（旧昭和児童会館）	昭和町2-115	30.7
2	根室隣保院付属養護老人ホーム	月岡町2-88	44.9
3	介護付有料老人ホーム勢和	定基町3-3	22.5
4	特別養護老人ホーム はまなす園	有磯町2-19-2	16.5
5	介護老人保健施設 セラビーこざくら	西浜町5-89-1	32.7
6	グループホーム イコロの社	宝林町4-255-13	42.8
7	デイサービスいころ	宝林町4-255-13	42.8

根室市の避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂・高潮・津波）

（Ⅰ）目的

土砂災害や高潮、津波災害時に、避難情報（高齢者避難、避難指示、緊急安全確保）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう定める。

（Ⅱ）構成内容

対象災害の
危険区域設定

発令判断基準

伝達方法及び
伝達文例

避難情報の
解除

（Ⅲ）避難情報発令の判断・伝達マニュアルの内容

		土砂	高潮	津波
危険区域		土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域
避難情報 発令の判断 基準	警戒レベル2 注意喚起	○大雨警報（浸水害）が発表された場合 ○大雨警報（浸水害）が夜間～翌日早朝までに発表される見込みがある場合	○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（夕刻時点で注意喚起） ○高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合	○津波注意報が発表された場合
	警戒レベル3 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	○高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合	○遠地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合

		土砂	高潮	津波
危険区域		土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域	津波災害警戒区域
避難情報 発令の判断 基準	警戒レベル4 避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ○土砂災害の危険度分布で「非常に危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	○高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表され、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 ○高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ○警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合など）（夕刻時点で発令）	○津波警報・大津波警報が発表された場合 ○遠地地震により津波警報以上の発表が見込まれる場合
	警戒レベル5 緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂災害の発生が確認された場合	（災害が切迫） ○水門、陸閘等の異常が確認された場合 （災害発生を確認） ○海岸堤防等が倒壊した場合 ○異常な越波・越流が発生した場合	
避難情報の伝達方法		北海道防災情報システム（Ｌアラート）・緊急速報メール・ＬＩＮＥ・防災行政無線・登録制メール（ねむろメール） ホームページ・ＳＮＳ（フェイスブック、ツイッター）・電話・ＦＡＸ・広報車		
避難情報の解除		○土砂災害警戒情報が解除された段階	○高潮警報が解除された段階 ○ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ住宅等での浸水が解消した段階	○大津波警報・津波警報が全て解除された段階 ○ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ住宅等での浸水が解消した段階

※津波については、警戒レベルは付さない。
（令和5年6月一部改訂）

避難情報の発令判断・伝達マニュアル (土砂災害編)

令和5年6月



目次

避難情報の発令 判断・伝達マニュアル (土砂災害編)

1	避難情報の発令対象とする土砂災害	1
2	避難情報の発令対象区域	2
3	具体的な区域設定の考え方	2
4	避難情報の発令を判断するための情報	3
5	避難情報の発令により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	5
6	避難情報の発令基準	6
7	協力・助言を求めることのできる機関	8
8	避難情報の伝達方法	9
9	避難情報の伝達文	10
10	避難情報の解除	12
資料	I 土砂災害危険箇所一覧	13
資料	II 土砂災害の前兆現象について	16

1 避難情報の発令対象とする土砂災害

対 象	急傾斜地の崩壊 (崖崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地滑り	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される 土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難情報を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報の発令を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難情報の発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されることが多いが、発令対象区域を絞らず、災害リスクも想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより様々な支障が生じると考えられるため、次に示す土砂災害警戒区域・危険箇所等（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所及びその他の場所）を発令対象とする。

対象区域は別添「資料Ⅰ 土砂災害危険箇所一覧」のとおり

（１）土砂災害危険箇所

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

イ 土石流危険区域

溪流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

（２）土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」

【土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）】

土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

（参考）土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

なお、土砂災害特別警戒区域は避難情報の発令単位ではなく、土砂災害警戒区域が発令単位であることに留意する。

（３）その他の場所

基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域を準用する。

3 具体的な区域設定の考え方

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）における危険度の高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする（土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難情報の発令の対象としてあらかじめ定めておく）。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、いくつかの地区にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

4 避難情報の発令を判断するための情報

○土砂災害警戒情報・土砂災害危険度情報

北海道土砂災害警戒情報システム (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>)

- ① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。
- ② 土砂災害危険度情報 土砂災害の危険度を1km及び5kmメッシュで表示。土砂災害警戒区域等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域）、危険度判定図（スネーク曲線）、雨量情報を一画面にまとめて表示。

【土砂災害危険度の表示】更新間隔 10 分

黒（災害切迫）－実況で大雨特別警報（土砂災害）

【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】基準超過

紫（危険）－実況又は2時間後までの予想で土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】基準超過

赤（警戒）－実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）

【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】基準超過

黄（注意）－実況又は2時間後までの予想で大雨注意報発表基準超過

【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】基準超過

- ③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。
- ④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。

○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>)

2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示したもの。

【危険度の表示】更新間隔 10 分

黒（災害切迫）－実況で大雨特別警報（土砂災害）

【警戒レベル5相当情報（土砂災害）】基準超過

紫（危険）－2時間後までの土砂災害警戒情報

【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】基準超過

赤（警戒）－実況又は2時間後までの予想で大雨警報（土砂災害）

【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】基準超過

黄（注意）－実況又は2時間後までの予想で大雨注意報発表基準超過

【警戒レベル2相当情報（土砂災害）】基準超過

項目	提供元	説明	主な提供システム等
大雨 注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2	北海道防災情報システム 北海道防災ポータル http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁ホームページ
大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
大雨 特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼び掛ける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	
土砂キキクル （大雨警報 （土砂災害） の危険度 分布）	気象庁	1 km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。	気象庁ホームページ
土砂災害 危険度情報	北海道	1 km及び5 kmメッシュ毎の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を公開	北海道土砂災害警戒情報システム
土砂災害の危険度分布	気象庁及び北海道	気象庁が提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」と北海道が提供する「土砂災害危険度情報」を総称した情報。	気象庁ホームページ 北海道土砂災害警戒情報システム
土砂災害 警戒情報	気象庁と北海道の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒情報システム 北海道防災情報システム 北海道防災ポータル 気象庁ホームページ

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等(避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者)は危険な場所から避難(立退き避難)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 - ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

(避難情報の発令基準)

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合)	対象区域 (人家等のある土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とする。)
【警戒レベル2】 注意喚起	1 大雨警報（浸水害）が発表された場合 2 大雨警報（浸水害）が夜間～翌日早朝までに発表される見込みがある場合	市内全域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表されかつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切りかえる可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）	北海道土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度情報（以下「土砂災害危険度情報」という。）において「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 事前通行規制等により避難経路の安全な通行が困難となる地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等
【警戒レベル4】 避難指示	1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避	土砂災害危険度情報において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 左記の基準に該当する地域と重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等

	難中に暴風が吹き始めることがないよう 暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・ 地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 (災害発生を確認) 2 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 土砂災害が発生した場合	土砂災害危険度情報において「災害切迫（黒）」となったメッシュと重なる土砂災害警戒区域・危険箇所等 家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域 （土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域で発見された場合を含む。）

- (1) 重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。
- (3) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、土砂災害危険度情報で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）のメッシュが出現していない場合も総合的に判断を行う。
- (4) 立退き避難が困難となる夜間において、避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。（具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】が夜間にかけて継続する場合、又は大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報（土砂災害）】に切り替える可能性が言及されている場合）

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 電話：０１５４－３１－５１４６ (防災ホットライン) 電話：０１５４－３１－５１１２	・気象・土砂災害等に関すること。
釧路開発建設部治水課 電話：０１５４－２３－９１８２ 根室道路事務所 電話：０１５３－２４－４１８８	・直轄砂防施設に関すること ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること ・地域への災害対策用機材等の支援に関すること ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部事業室治水課 電話：０１５４－２３－９１８２ 根室出張所 電話：０１５３－２３－６３９１	・土砂災害警戒区域・危険箇所等に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。 ・保有するリアルタイムの情報に関すること。
根室振興局 地域創生部地域政策課 電話：０１５３－２４－４７９９	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先
危機管理課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送
		視聴者
		ラジオ放送
		聴取者
	緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	L I N E	事前登録者
	防災行政無線(同報系)	住民
	登録制メール(ねむろメール)	事前登録者
	ホームページ	P C、携帯電話等利用者
	S N S (フェイスブック・ツイッター)	
	地デジ広報サービス	テレビ視聴者
情報管理課	電話又はF A X	町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話	根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等
消防本部	広報車	住民等(巡回ルート)
	緊急速報メール ※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	防災行政無線(同報系) ※休日夜間	住民
	緊急割込み放送(コミュニティFM)	FMねむろ聴取者
	広報車	住民等(巡回ルート)
介護福祉課	電話又は電子メール	消防団
	電話又はF A X	要配慮施設

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文の例

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 根室市全域（〇〇地区）に、土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。

(緊急速報メールなど)

【高齢者等避難発令】

- こちらは、根室市です。
- 土砂災害の危険性が高まること予想されるため、根室市全域（〇〇地区）の土砂災害警戒区域※1に対し高齢者等避難を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- 特に※2、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 今すぐ避難を開始してください。

(緊急速報メールなど)

【避難指示発令】

- こちらは、根室市です。
- 土砂災害が発生するおそれが高まったため、根室市全域（〇〇地区）の土砂災害警戒区域※1に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる（又は、「ハザードマップを確認し、土砂災害のおそれがある区域にいる」）方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- ただし、避難場所等への立ち退き避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。※3

(3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。
- 直ちに身の安全を確保してください。

(緊急速報メールなど)

【緊急安全確保発令】

(土砂災害が切迫している状況)

- こちらは、根室市です。
- 土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。

(土砂災害発生を確認した状況)

- こちらは、根室市です。
 - 土砂災害が発生したため、〇〇地区に土砂災害に関する緊急安全確保を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。
- (具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

- ※1 本例では土砂災害警戒区域の居住者等に対して発令することとしているが、当該区域以外の場所にも避難の呼びかけを行う場合には、例えば「山裾付近で土砂災害のおそれがある●●地区に対し、」のように、具体的な地区に対して避難情報を発令することが考えられる。
- ※2 この部分は、地域の災害リスク等に応じた表現をあらかじめ定めておく。
- ※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(留意事項)

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

10 避難情報の解除

避難情報の解除は土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報（土砂災害）】が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除するものとする。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ慎重に解除の判断を行う。この際、市は国・道の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

避難情報の解除文の例

(防災行政無線、緊急速報メールなど)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。（こちらは、根室市です。）
- ただいま、根室市全域（〇〇地区）に発令していた避難情報（避難指示・高齢者等避難発令）を解除しました。
- 引き続き、気象情報には十分に注意してください。

資料Ⅰ 土砂災害警戒区域・危険箇所一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所(72箇所)

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
1	根室市光洋町3丁目	根室光洋3丁目1	II-9-179-2273	令和4年03月18日	○	○
2	根室市光洋町3・4丁目	根室光洋3丁目2	II-9-180-2274	令和4年03月18日	○	○
3	根室市北浜町1丁目	根室北浜1丁目1	II-9-175-2269	令和4年03月18日	○	○
4	根室市北浜町1丁目	根室北浜1丁目2	III-9-116-869	令和4年03月18日	○	○
5	根室市栄町1丁目, 汐見町1丁目, 千島町2丁目	根室千島2丁目	I-9-156-2877	令和4年03月18日	○	○
6	根室市友知	根室友知1-(1)	II-9-182-2276	令和4年03月18日	○	○
7	根室市友知	根室友知1-(2)	II-9-183-2277	令和4年03月18日	○	-
8	根室市友知	根室友知2	I-9-161-2882	令和4年03月18日	○	○
9	根室市宝林町1丁目	根室宝林1丁目1	II-9-167-2261	令和4年03月18日	○	○
10	根室市宝林町1丁目	根室宝林1丁目2	II-9-168-2262	令和4年03月18日	○	○
11	根室市宝林町1丁目	根室宝林1丁目3	II-9-169-2263	令和4年03月18日	○	○
12	根室市宝林町3丁目	根室宝林3丁目1	II-9-246-2422	令和4年03月18日	○	○
13	根室市宝林町3丁目	根室宝林3丁目2	II-9-170-2264	令和4年03月18日	○	○
14	根室市宝林町4丁目, 月岡町1丁目	根室宝林4丁目1	I-9-147-2868	令和4年03月18日	○	○
15	根室市岬町1丁目	根室岬1丁目1	II-9-163-2257	令和4年03月18日	○	○
16	根室市岬町1～4丁目	根室岬1丁目2	I-9-143-2864	令和4年03月18日	○	○
17	根室市岬町4・5丁目, 平内町1・2丁目	根室平内1丁目	I-9-145-2866	令和4年03月18日	○	○
18	根室市幸町1丁目	根室幸1丁目1	II-9-171-2265	令和4年03月18日	○	○
19	根室市幸町1丁目	根室幸1丁目2	II-9-247-2423	令和4年03月18日	○	○
20	根室市弥栄町1・2丁目	根室弥栄2丁目	I-9-243-3158	令和4年03月18日	○	○
21	根室市昆布盛	根室昆布盛1	II-9-156-2250	令和4年03月18日	○	○
22	根室市昆布盛	根室昆布盛2	II-9-157-2251	令和4年03月18日	○	○
23	根室市昆布盛	根室昆布盛3	II-9-158-2252	令和4年03月18日	○	○
24	根室市昆布盛	根室昆布盛4	II-9-159-2253	令和4年03月18日	○	○
25	根室市昭和町4丁目	根室昭和4丁目1	I-9-242-3157	令和4年03月18日	○	○
26	根室市昭和町4丁目	根室昭和4丁目2	I-9-148-2869	令和4年03月18日	○	○
27	根室市有磯町1・2丁目	根室有磯1丁目	I-9-154-2875	令和4年03月18日	○	○
28	根室市有磯町1・2丁目	根室有磯2丁目1	I-9-155-2876	令和4年03月18日	○	○
29	根室市有磯町2丁目	根室有磯2丁目2	II-9-173-2267	令和4年03月18日	○	○
30	根室市有磯町2丁目	根室有磯2丁目3	II-9-172-2266	令和4年03月18日	○	○
31	根室市東梅	根室東梅	II-9-155-2249	令和4年03月18日	○	○
32	根室市汐見町1丁目, 駒場町2丁目	根室汐見1丁目	II-9-248-2424	令和4年03月18日	○	○
33	根室市汐見町1丁目, 千島町2丁目	根室汐見1丁目1	I-9-158-2879	令和4年03月18日	○	○

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別 警戒 区域
34	根室市浜松	根室浜松	I-9-139-2860	令和4年03月18日	○	○
35	根室市牧の内	根室牧の内1	III-9-117-870	令和4年03月18日	○	○
36	根室市牧の内	根室牧の内2	III-9-118-871	令和4年03月18日	○	○
37	根室市牧の内	根室牧の内3	II-9-181-2275	令和4年03月18日	○	○
38	根室市琴平町1丁目, 海岸町2丁目	根室琴平1丁目	I-9-157-2878	令和4年03月18日	○	○
39	根室市琴平町1・3丁目	根室琴平3丁目1	III-9-114-867	令和4年03月18日	○	○
40	根室市琴平町3丁目	根室琴平3丁目2	II-9-174-2268	令和4年03月18日	○	○
41	根室市琴平町3丁目	根室琴平3丁目3	III-9-115-868	令和4年03月18日	○	○
42	根室市穂香	根室穂香1	III-9-108-861	令和4年03月18日	○	○
43	根室穂香	根室穂香2	II-9-161-2255	令和4年03月18日	○	○
44	根室穂香	根室穂香3	I-9-140-2861	令和4年03月18日	○	○
45	根室市穂香	根室穂香4	III-9-109-862	令和4年03月18日	○	○
46	根室穂香	根室穂香5	II-9-162-2256	令和4年03月18日	○	○
47	根室市穂香	根室穂香6	III-9-110-863	令和4年03月18日	○	○
48	根室市花咲	根室花咲	I-9-151-2872	平成22年03月26日	○	○
49	根室市東和田, 花咲港	根室花咲港1	II-9-160-2254	令和4年03月18日	○	○
50	根室市花咲港	根室花咲港10	I-9-153-2874	令和4年03月18日	○	-
51	根室市花咲港	根室花咲港2	II-9-165-2259	令和4年03月18日	○	○
52	根室市花咲港	根室花咲港3	II-9-166-2260	令和4年03月18日	○	○
53	根室市花咲港	根室花咲港4	I-9-149-2870	令和4年03月18日	○	○
54	根室市花咲港	根室花咲港5	I-9-150-2871	令和4年03月18日	○	○
55	根室市花咲港	根室花咲港6	III-9-111-864	令和4年03月18日	○	○
56	根室市花咲港	根室花咲港7	III-9-112-865	令和4年03月18日	○	○
57	根室市花咲港	根室花咲港8	III-9-113-866	令和4年03月18日	○	○
58	根室市花咲港	根室花咲港9	I-9-152-2873	令和4年03月18日	○	○
59	根室市花園町1・4・7丁目, 西浜町7丁目	根室花園	I-9-144-2865	令和4年03月18日	○	○
60	根室市落石東, 落石西	根室落石西	I-9-138-2859	令和4年03月18日	○	○
61	根室市西浜町10丁目	根室西浜10丁目	II-9-244-2420	令和4年03月18日	○	○
62	根室市西浜町1丁目	根室西浜1丁目1	I-9-146-2867	令和4年03月18日	○	○
63	根室市西浜町1丁目, 敷島町1丁目	根室西浜1丁目2	I-9-241-3156	令和4年03月18日	○	○
64	根室市西浜町1丁目, 花園町7丁目	根室西浜1丁目3	II-9-245-2421	令和4年03月18日	○	○
65	根室市西浜町2丁目	根室西浜2丁目1	II-9-164-2258	令和4年03月18日	○	○
66	根室市西浜町7丁目	根室西浜7丁目(1)	I-9-141-2862	令和4年03月18日	○	○
67	根室市西浜町7丁目	根室西浜7丁目(2)	I-9-142-2863	令和4年03月18日	○	○
68	根室市駒場町1・2丁目, 牧の内	根室駒場1丁目	II-9-178-2272	令和4年03月18日	○	○

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別 警戒 区域
69	根室市駒場町2丁目	根室駒場2丁目1	I-9-159-2880	令和4年03月18日	○	○
70	根室市駒場町2丁目	根室駒場2丁目2	I-9-160-2881	令和4年03月18日	○	○
71	根室市駒場町2丁目	根室駒場2丁目3	II-9-176-2270	令和4年03月18日	○	○
72	根室市駒場町2丁目	根室駒場2丁目4	II-9-177-2271	令和4年03月18日	○	○

(2) 土石流危険渓流一覧(13渓流)

【土石流危険渓流及びこれに類する渓流】

No.	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒 区域	特別 警戒 区域
1	根室市別当賀	柳沢の沢川	II94-0010	-	-	-
2	根室市穂香	穂香の沢川	II94-0020	-	-	-
3	根室市豊里	右1の沢川	II94-0030	-	-	-
4	根室市温根元	水産研究所の沢川	I94-0040	-	-	-
5	根室市温根元	藤沢の沢川	II94-0050	-	-	-
6	根室市花咲港	花咲港沢川	I94-0070	-	-	-
7	根室市花咲港	岡田の沢川	I94-0080	-	-	-
8	根室市花咲港	大倉の沢川	II-94-0100	令和4年03月18日	○	-
9	根室市昆布盛	昆布盛左沢川	I94-0120	-	-	-
10	根室市昆布盛	昆布盛の沢川	I94-0130	-	-	-
11	根室市浜松	芦田の沢川	II-94-0140	令和4年03月18日	○	-
12	根室市落石西	右1の沢川	I-94-0150	令和4年03月18日	○	-
13	根室市落石西	右1の沢川	I-94-0170	令和4年03月18日	○	-

資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

		土石流	がけ崩れ	地すべり
視 覚	山・斜面・がけ	・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目が見える ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れがでる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったたりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂が流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・溪流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴 覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅 覚		・腐った土の臭いがする		

※ 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

避難情報の発令判断・伝達マニュアル (高潮災害編)

令和5年6月



避難情報の発令
判断・伝達マニュアル
(高潮災害編)

目次

1	避難情報の発令対象とする高潮災害	1
2	避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域	1
3	避難情報の発令対象となる人	1
4	避難情報の発令を判断する情報	1
5	避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	2
6	避難情報の発令基準	3
7	協力・助言を求めることのできる機関	4
8	避難情報の伝達方法	4
9	避難情報の伝達文	5
10	避難情報の解除	7

1 避難情報の発令対象とする高潮災害

避難情報の発令対象とする高潮災害は以下のとおり。

- ・ 潮位が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- ・ 潮位が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合
- ・ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域

平成 26 年の高潮災害（12 月 16 日から 18 日にかけて接近した低気圧による高潮災害）での浸水区域のほか、根室市防災ハザードマップに掲載されている高潮浸水想定区域及び津波災害警戒区域の範囲内とする。

※ 高潮による浸水域については、低気圧（台風）の進路、強さ、風向、風速が大きく影響することから、釧路地方気象台による予測や職員等による巡視等の報告をもとに、避難情報を発令する区域の判断をおこなうものとする。

3 避難情報の発令対象となる人

避難情報の発令対象となるのは、「2 避難情報の発令対象とする高潮災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

4 避難情報の発令を判断するための情報

高潮に関する情報は以下のとおり。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 低気圧（台風）情報 | ： 低気圧（台風）の位置や強さ等の実況及び予想 |
| (2) 高潮注意報 | ： 高潮に対する注意を呼びかける（警戒レベル 2） |
| (3) 高潮警報 | ： 高潮により重大な災害が発生するおそれがある |
| (4) 高潮特別警報 | ： 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい |

※ 高潮警報及び高潮特別警報は、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。

※ 高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。この警報基準は、市町村毎に設定（根室市で 1.2m）している。

※ 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hpa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸 24 時間前に気象庁から周知される。

特別警報発表の判断は台風上陸 12 時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約 3～6 時間前のタイミングで高潮特別警報が発表される。

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区 分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	災害対策基本法第56条第2項 市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告するに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他必要な配慮をするものとする。	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、浸水しやすい局地的に低い土地の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全 確保	災害対策基本法第60条第3項 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	命の危険、直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

(避難情報の発令判断基準)

区 分	基準（次のいずれかに該当した場合）
【警戒レベル2】 注意喚起	1 高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（夕刻時点で注意喚起） 2 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合
【警戒レベル3】 高齢者等 避難	1 高潮注意報の発表において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） 2 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過し、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合（夕刻時点で発令） 3 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性があり、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	1 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表され、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合 2 高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、潮位が警報基準を大きく超える見込みがある場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が切迫） 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 （災害発生を確認） 2 海岸堤防等が倒壊した場合 3 異常な越波・越流が発生した場合

※ 高潮については、低気圧（台風）の進路、気圧、風速、風向、また天文潮位等の要因により災害規模や危険箇所が異なることから、釧路地方気象台からの気象情報や現地での状況把握などを踏まえ、沿岸低地への避難情報の発令を検討する。

※ 避難情報を発令した後に、他の発令基準や異なる種別の災害における発令基準に該当した場合でも、同一区域に対して同じ警戒レベルの避難情報は再発令しない。状況変化を追加情報として提供し、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を避難情報の発令時点から求める必要がある。

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 電話：0154-31-5146 (防災ホットライン) 電話：0154-31-5112	・気象、高潮警報に関すること。
根室振興局地域創生部地域政策課 電話：0153-24-4799	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段		伝達先
危機管理課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au (KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	緊急速報メール		根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au (KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	LINE		事前登録者
	防災行政無線 (同報系)		住民
	登録制メール (ねむろメール)		事前登録者
	ホームページ		PC、携帯電話等利用者
	SNS (フェイスブック・ツイッター)		
	地デジ広報サービス		テレビ視聴者
	電話又はFAX		町内会、自主防災組織、避難支援関係者
	電話		根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等
情報管理課	広報車		住民等 (巡回ルート)
消防本部	緊急速報メール ※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au (KDDI)、ソフトバンク、楽天)	
	防災行政無線 (同報系) ※休日夜間	住民	
	緊急割込み放送 (コミュニティFM)	FMねむろ聴取者	
	広報車	住民等 (巡回ルート)	
	電話又は電子メール	消防団	
介護福祉課	電話又はFAX		要配慮施設

※ 要配慮者利用施設に対して、警戒レベル3高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

(1) 高齢者等避難の伝達文の例

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 根室市全域（〇〇地区）に、高潮に関する高齢者等避難を発令しました。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。

(緊急速報メールなど)

【高齢者等避難発令】

- こちらは、根室市です。
- 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、根室市全域（〇〇地区）に対し、高齢者等避難を発令しました。
- 高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1
- それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。
- 特に海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- 今後、台風の接近により暴風となるが見込まれるため、その前に避難してください。※2

(2) 避難指示の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 今すぐ避難してください。

(緊急速報メールなど)

【避難指示発令】

- こちらは、根室市です。
- 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、根室市全域（〇〇地区）に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 〇〇地区にいる方は避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。
- ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。※1
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。※3
- 今後、台風の接近により暴風となるが見込まれるため、その前に避難してください。※2

(3) 緊急安全確保の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に高潮に関する緊急安全確保を発令しました。
- 直ちに身の安全を確保してください。

(緊急速報メールなど)

【緊急安全確保発令】

(高潮氾濫が切迫している状況)

- こちらは、根室市です。
- まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区に高潮に関する緊急安全確保を発令しました。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

(高潮氾濫発生を確認した状況)

- こちらは、根室市です。
 - 高潮氾濫が発生したため、〇〇地区に高潮に関する緊急安全確保を発令しました。
 - 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。
- (具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。)

※1 この呼びかけを行うにあたっては、①～③の条件を全て満たした場合に居住者等の判断で屋内安全確保を実施可能であることについて、あらかじめ居住者等が理解しておく必要がある。

- ①自宅・施設等が高潮時の越波や浸水により流出するおそれのある区域に存していないこと
- ②自宅・施設等に浸水しない居室があること
- ③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障（水、食糧、薬等の確保困難、電気、ガス、水道、トイレ等の使用不可）を許容できること

※2 暴風が予想される場合に伝達する。

※3 警戒レベル5緊急安全確保発令時の避難行動であるため、必ずしもこのタイミングで伝達しなくてもよいが、急速な状況の悪化等により夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令する場合等においては、このような伝達をすることも考えられる。

(注) 災害切迫時に警戒レベル5緊急安全確保を発令していない場合には、災害発生確認時に発令し、このように発令した旨を伝達文に含めることが考えられる。

他方、災害切迫時に既に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の災害が切迫した場合（高潮が切迫し発令した後、洪水も切迫した場合等）でも、命を守る行動をとるよう既に求めているため、同一の居住者等に対し緊急安全確保を再度発令することがないよう注意する。また、このような場合においては具体的な災害の状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに注力することが重要であり、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令済みであることについては、必要に応じて情報提供することで差し支えない。

10 避難情報の解除

避難情報の解除は、高潮警報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

避難勧告等の解除文の例

(防災行政無線、緊急速報メールなど)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。(こちらは、根室市です。)
- ただいま、根室市全域(〇〇地区)に発令していた避難情報(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難発令)を解除しました。
- 引き続き、気象情報には十分に注意してください。

避難情報の発令判断・伝達マニュアル (津波災害編)

令和5年6月



目次

避難情報の発令
判断・伝達マニュアル
(津波災害編)

1	避難情報の発令対象とする津波災害	1
2	避難情報の発令対象とする津波災害の危険性がある区域	1
3	避難情報の発令対象となる人	1
4	避難情報の発令を判断するための情報	2
5	避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	2
6	避難情報の発令基準	3
7	協力・助言を求めることのできる機関	4
8	避難情報の伝達方法	5
9	避難情報の伝達文	6
10	避難情報の解除	7

1 避難情報の発令対象とする津波災害

避難情報の発令対象とする津波災害は以下のとおり。

- ・ 大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合
- ・ 最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき道が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）において強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れがあった場合

2 避難情報の発令対象とする津波災害の危険性がある区域

避難情報の対象区域は、根室市防災ハザードマップに掲載されている津波災害警戒区域とする。

（1）大津波警報の発表時

- ・ 最大クラスの津波により浸水が想定される区域
- ・ ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、対象区域内より内陸側であっても、立ち退き避難を考慮する。

（2）津波警報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで3mと予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難情報の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

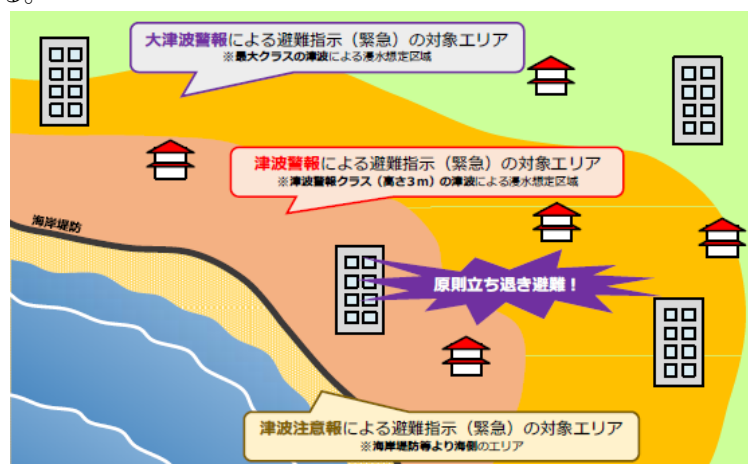
（3）津波注意報の発表時

- ・ 津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防等の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
- ・ ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難情報の発令対象区域を設定する必要がある。
- ・ 海岸堤防等が無い地域で地盤の低い区域では、満潮時においては、立退き避難について考慮する。

※ 津波の高さ：津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との上昇した高さの差

3 避難情報の発令対象となる人

避難情報の発令の対象となるのは、「2 避難情報の発令対象とする津波災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。



4 避難情報の発令を判断するための情報

地震の発生から、3分程度を目処に津波警報等が発表される。

津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表される。

なお、マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されるが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表される。その後、精確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示される。

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大
	5m<予想高さ≤10m	10m	
	3m<～≤5m	5m	
津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(標記しない)

5 避難情報の発令により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

避難指示	災害対策基本法第60条第1項 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難)する。

※ 災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから津波に係る避難情報には警戒レベルを付さない。

※ 震源が沿岸に近い場合は、地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

6 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令する。

(避難情報の発令基準)

区分	基準	避難情報の発令対象区域
注意喚起	津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、潮位の高さなどを踏まえ海岸堤防等より海側の区域
避難指示	津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の永い揺れを感じ場合	津波警報等を適時に受けることができない1～3に該当する区域

- ※ どのような津波であれ。危険地帯から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。
- ※ 津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失が約3割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることを考慮する。
- ※ 遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて、高齢者等避難の発令を検討する。

(遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波における避難情報の発令基準)

区分	基準	避難情報の発令対象区域
注意喚起	1 「遠地地震に関する情報」が発表され、 注意報等の可能性がある場合 2 津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、潮位の高さなどを踏まえ海岸堤防等より海側の区域
高齢者 避難	津波警報以上の発表が見込まれる場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
避難指示	津波警報が発表された場合	
	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域

※ 高齢者等避難については、到達の時間等を考慮し発令する。

7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 電話：0154-31-5146 (防災ホットライン) 電話：0154-31-5112	・気象・津波警報に関すること。
根室振興局 地域創生部地域政策課 電話：0153-24-4799	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

8 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先
危機管理課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送 視聴者
		ラジオ放送 聴取者
		緊急速報メール 根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	緊急速報メール 根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天)	
	LINE 事前登録者	
	防災行政無線(同報系) 住民	
	登録制メール(ねむろメール) 事前登録者	
	ホームページ PC、携帯電話等利用者	
	SNS(フェイスブック・ツイッター)	
	地デジ広報サービス テレビ視聴者	
	電話又はFAX 町内会、自主防災組織、避難支援関係者	
消防本部	電話 根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等	
	情報管理課 広報車 住民等(巡回ルート)	
	緊急速報メール ※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク、楽天)
	防災行政無線(同報系) ※休日夜間	住民
	緊急割込み放送(コミュニティFM)	FMねむろ聴取者
介護福祉課	広報車	住民等(巡回ルート)
	電話又は電子メール	消防団
要配慮者利用施設	電話又はFAX 要配慮施設	

※ 要配慮者利用施設に対して、高齢者等避難の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

9 避難情報の伝達文

(1) 津波注意報発表時の伝達文の例（注意喚起）

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- ただいま、津波注意報が発表されました。
- 沿岸には近づかないよう、注意してください。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- ただいま、津波注意報が発表されました。
- 沿岸には近づかないよう、注意してください。
- また、今後の情報に十分に注意してください。
(その他、予想される津波の高さ、到達予想時刻などの情報を記載。)

(2) 避難情報の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- ただいま、津波警報（大津波警報）が発表されました。
- 沿岸の皆さんは、直ちに高台など安全な場所へ避難するよう指示します。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- ただいま、津波警報（大津波警報）が発表されました。
- 沿岸地域に避難指示を発令します。
- 沿岸部の方は、直ちに高台など安全な場所へ避難するよう指示します。

(3) 高齢者等避難の伝達文の例（遠地で発生した地震や火山噴火等の場合）

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇で発生した地震（火山噴火等）に伴い、津波が予想されるため、沿岸地域に高齢者等避難を発令します。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- 〇〇で発生した地震（火山噴火等）に伴い、津波警報（大津波警報）の発表が見込まれるため、沿岸地域に高齢者等避難を発令します。
- 高齢者や障がいのある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

(5) 避難指示の伝達文の例（遠地で発生した地震や火山噴火等の場合）

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇で発生した地震（火山噴火等）に伴い、津波が予想されるため、沿岸地域に避難指示を発令します。
- 沿岸の皆さんは、今すぐ避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

(緊急速報メールなど)

- こちらは、根室市です。
- 〇〇で発生した地震（火山噴火等）に伴い、津波警報（大津波警報）の発表が見込まれるため、沿岸地域に避難指示を発令します。
- 沿岸部の方は、今すぐ避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。

10 避難情報の解除

避難情報の解除は、当該地域の大津波警報、津波警報が全て解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

避難指示の解除文の例

(防災行政無線、緊急速報メールなど)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。（こちらは、根室市です。）
- ただいま、沿岸地域に発令していた避難指示（高齢者等避難）を解除しました。

地域津波避難計画

- (1) 計画書ひな型（全地区共通）
- (2) 各地区の項目一覧
- (3) 各地区の避難場所までの地図

【計画策定地区】（17 地区）

- ① 落石地区（落石西、落石東）
- ② 浜松地区
- ③ 昆布盛地区
- ④ 長節地区
- ⑤ 花咲港地区（花咲港第 1、花咲港第 2）
- ⑥ 桂木地区
- ⑦ 友知地区（友知第 1、友知第 2）
- ⑧ 双沖地区（双沖第 1、双沖第 2、双沖第 3）
- ⑨ 齒舞地区（新和、齒舞新光第 1）
- ⑩ 齒舞地区（齒舞新光第 2、齒舞第 1、齒舞第 2、齒舞第 3）
- ⑪ 齒舞地区（齒舞第 4、齒舞第 5）
- ⑫ 瑛瑠瑠地区（瑛瑠瑠第 1、瑛瑠瑠第 2、瑛瑠瑠第 3、瑛瑠瑠第 4）
- ⑬ 納沙布・温根元地区（納沙布、温根元第 1、温根元第 2）
- ⑭ 幌茂尻地区
- ⑮ 温根沼地区
- ⑯ 東梅地区
- ⑰ 川口地区

〇〇地区 津波避難計画

(町会別 避難経路地図等)

〇〇町会自主防災組織

はじめに

根室市において、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率は約 80%とされており、（地震調査研究推進本部、令和 3 年 3 月現在）北海道内で最も高い確率で発生することが懸念されており、激しいゆれによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により大きな被害が発生することが予想されています。

平成 25 年 8 月に地域の防災対策の基本となる「根室市地域防災計画」に全面的な修正を加え、新たに「根室市津波避難計画」を策定し、津波浸水が予想される区域内の自主防災組織等は津波からの円滑な避難を行うために、「地域津波避難計画」を作成し、避難訓練等を実施してきました。

また、令和 3 年 7 月に北海道が設定した最大クラスの津波浸水想定では、最大 21.67m の津波が想定されたところであり、これまでも津波の被害を繰り返し受けてきたことも踏まえ、少しでも被害を軽減するために市民と事業者、学識経験者、市などが一体となって津波災害への対策を進める必要があります。

このようなことから、津波被害から命を守るため、地区住民一人ひとりが「津波から逃げる」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台へ迅速に避難することを目的に「地域津波避難計画」を作成します。

この計画の使い方

この計画では、最大クラスの津波浸水想定を基とし、各地区の避難目標地点や避難先、避難経路を示すことで、どこに住む人々が避難を行うことが望ましいのかを記載しています。また、避難時の留意点や心得、いざという時に備えた非常持出品のリストや災害伝言ダイヤルの利用方法なども掲載していますので、事前に読み、いざという時の対応方法を家族と話し合しましょう。

また、この計画は地域の津波避難訓練等の実績を踏まえ、修正していくものとしていきます。

1 津波警報・注意報の種類

津波による災害の発生が予測される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されます。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合 にとるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
(特別警報) 大津波警報	予想される津波の高 さが高いところで 3m を超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人 は津波による流れに巻き込ま れる。沿岸部や川沿いにいる 人は、ただちに高台や津波避 難ビルなど安全な場所へ避難 する。警報が解除されるまで 安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高 さが高いところで 1m を超え、3m 以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が 襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込 まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はた だちに高台や津波避難ビルな ど安全な場所へ避難する。警 報が解除されるまで安全な場 所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高 さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下 の場合であって、津波 による災害のおそれ がある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	なし	海の中では人は速い流れに巻 き込まれ、また、養殖いかだ が流出し小型船舶が転覆す る。海の中にいる人はただち に海から上がって、海岸から 離れる。海水浴や磯釣りは危 険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近付いたりし ない。

2 避難対象地域

津波から避難が必要な地域は次のとおりです。

地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
		世帯	人

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水想定区域外の世帯も含む）

※ ○○町会加入世帯数 世帯

3 津波到達予想時間

津波到達予想時間は、令和3年7月に北海道が公表した津波浸水想定区域図を参考に次のとおりとします。

地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達 時間	最大波到達 時間
	m	分	分	分

※ 地形的な特徴により、短時間で、更に高く遡上する可能性があることに注意が必要。

4 津波緊急避難場所（避難目標地点）

津波から避難する際には、次の地点を目標に迅速に避難します。

町会名	避難目標地点（避難経路）
○○町会	

5 避難経路

避難経路は、「避難場所までの地図（最終ページ）」に記載のとおりです。ただし、地震による道路閉塞の発生状況によっては、より早く目標地点や避難所に到達できる経路を選択して下さい。

6 指定避難所

津波災害からの避難は、浸水が想定される地域から避難することが重要です。

そのため、地震発生直後は、「4.津波緊急避難場所（避難目標地点）」への避難を行うこととし、その後、安全が確認された後、必要であれば避難所へ避難します。

津波の発生状況によっては、より高い場所への避難の検討も必要です。

また、鍵の管理など、休日・夜間など施設管理者が不在の時に地震が発生した場合の対応についても地区で協議を行っておきましょう。

施 設 名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標 高
			人	m

7 地震から身を守るための留意点

（１）地震発生直後は、まず揺れによる被害から身を守りましょう。

- ・屋内では、テーブルや机の下に身を隠し、慌てて外に飛び出さない。
- ・屋外では、ブロック塀や自動販売機、看板や窓ガラス、など倒壊の危険性のあるものから離れて、落下物から頭を守りましょう。

（２）揺れが収まったら出口を確保し、火の元を消しましょう。

- ・余裕があれば、ガスの元栓を締め、ブレーカを切ること。
- ・出火に備えて、消火器を常備しておくこと。
- ・家具が倒れて出口を塞がないよう、日頃から家具の配置などに気をつけること。

8 津波避難の心得

（１）強い揺れや長時間のゆっくりとした地震を感じたら、津波警報や避難指示を待たずに直ちに避難します。

（２）地震を感じなくとも、津波警報や津波注意報が発表されたときは、直ちに、海岸から離れて、速やかに避難します。

（３）津波は引き波で始まるとは限りません。第１波が押し波の場合もありますので、体で感じる揺れや津波警報・注意報が発表されたときは、直ちに避難します。

（４）避難方法は徒歩を基本としますが、次の場合においては車両による避難を認めるものとします。

- ア 高齢者や障がい者などが、長い距離を避難する場合。
- イ 避難者が自力で避難できない場合。
- ウ 遠隔地の避難場所へ早急に避難する必要がある場合。

- (5) 自分の命は自分で守ることを心がけますが、可能なかぎり、隣近所に声を掛け合い、避難行動要支援者への配慮を行い避難します。
- (6) 津波に向かう方向に避難してはいけません。(津波から遠ざかる方向に逃げる)
- (7) 川や水路に近づいてはいけません。津波は川や水路も遡ってきます。
- (8) 津波注意報や警報の解除が発表されるなど、安全が確認されるまでは、避難を継続して、独自の判断で戻ってはいけません。津波は繰り返し襲ってきます。また、第1波が最大であるとは限りません。
- (9) 津波浸水想定区域になっていないから必ず津波が来ないとは限りません。
常に状況把握に努め、より安全な場所に移動することを考えて下さい。
場所によっては、津波が極端に高くなることがあります。また想定を越える地震の場合、浸水範囲が予想よりも広がる可能性があります。

9 日頃からできること

(1) 避難所や避難経路を日頃から確認しておきましょう。

(2) 高齢や障害などによって避難時に支援を要する方（避難行動要支援者）について、日頃から家族や支援者、市、自主防災組織、地区の民生委員や社会福祉協議会などと連携して、日頃からその状況を把握し、近隣の方が協力して避難支援ができる体制を整えておきましょう。

(3) 自主防災組織等の住民が主体となった避難訓練を、少なくとも年1回以上実施しましょう。実施にあたっては、夜間や平日・休日、夏・冬など、様々な状況を考慮した避難訓練を心がけましょう。

(4) 非常用持出品の準備や家庭内備蓄を進めましょう。

【非常用持出品】

とっさの時に、さっと持ち出して逃げられる持ち出し品を準備しましょう。

（持出品の例）メガネ、補聴器、入れ歯、常備薬、懐中電灯、ライター、
携帯ラジオ、乾電池、ヘルメット・防災頭巾、運動靴、現金、
貴重品、下着・上着 など

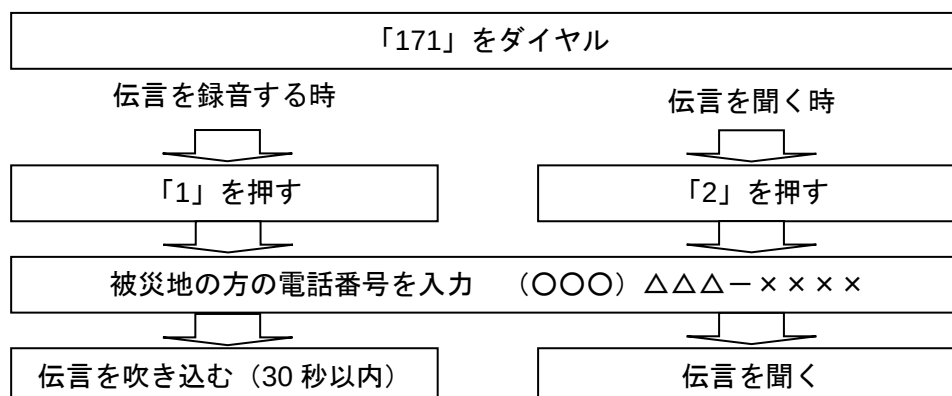
【家庭内備蓄】

非常時、ライフラインが途絶えた場合に、被災生活を過ごすかもしれない時のために物品を備蓄しましょう。

（備蓄品の例）最低3日以上分の飲料水や食料（米、缶詰類等）、カセットコンロ、
ボンベ、予備電池、ローソク、常備薬など

(5) 家族が離ればなれになった時の連絡方法を事前に話し合い、決めておきましょう。

【NTT 災害用伝言ダイヤル】



各社携帯電話からも『災害用伝言板』のサービスを利用することができます。詳細は、携帯電話のサービストップ画面に表示される『災害用伝言板』を選択して下さい。

10 わが家の防災メモ

避難場所	
家族の集合場所	

家族の名前	血液型	電話（携帯含む）	会社・学校	連絡先	使用医薬品名

親戚・知人の名前	電話番号（携帯含む）	メモ

緊急連絡先	電話番号	緊急連絡先	電話番号
消防署	119		
警察署	110		
市役所	23-6111		

各地区の避難場所までの地図

落石西地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
落石西	全域	82世帯	186人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
落石	15.4m	5分	28分	28分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
落石西町会	落石中学校グラウンド（車）
	落石郵便局（徒歩）
	落石灯台高台（車・徒歩）

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
落石小学校	2	校舎・体育館	370人	
落石会館 (ふるさと館)	1	会館内	190人	

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 落石西町会加入世帯数 69世帯

落石東地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
落石東	全域	57世帯	136人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
落石	15.4m	5分	28分	28分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
落石東町会	落石中学校グラウンド

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
落石小学校	2	校舎・体育館	370人	47.9m
落石会館 (ふるさと館)	1	会館内	190人	

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 落石東町会加入世帯数 52世帯

浜松地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
浜松	全域	33世帯	102人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
落石	15.4m	5分	28分	28分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
浜松町会	個人干場（東后）

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
落石小学校	2	校舎・体育館	370人	47.9m
落石会館 (ふるさと館)	1	会館内	190人	

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 浜松町会加入世帯数 26世帯

昆布盛地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
昆布盛	全域	69世帯	175人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
落石	15.4m	5分	28分	28分
長節	14.3m	9分	31分	31分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
昆布盛町会	旧昆布盛小学校グラウンド
	昆布盛会館駐車場

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
旧昆布盛小学校	1	校舎	220人	41.7m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 昆布盛町会加入世帯数 48世帯

長節地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
長節	全域	33世帯	98人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
長節	14.3m	9分	31分	31分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
長節町会	個人干場（小林）

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
海星学校	2	校舎・体育館	1,060人	41.8m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 長節町会加入世帯数 26世帯

花咲港地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
花咲港	全域	230世帯	423人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
花咲港	18.0m	11分	32分	32分

津波避難目標地点		
町会名	避難目標地点（避難経路）	
花咲港第一町会	(1) 正木様宅横小学校通学路 (2) 柏原商店横から高台への道	⇒ 花咲港小学校
花咲港第二町会	(1) 花咲港駐在所 (2) 旧第三町会高台（石井様宅前）	
旧花咲港西浜町会	(1) カネコメ高岡商店裏高台経由 花咲港テレビ中継所 (2) 旧第三町会高台（石井様宅前）	

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
根室市立 花咲港小学校	1	校舎・体育館	630人	45.8m
花咲港会館 (くるまいし)	1	会館内	150人	46.6m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 花咲港第一町会加入世帯数 77世帯

花咲港第二町会加入世帯数 78世帯

根室市地域津波避難計画 各地区の項目一覧

桂木地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
桂木	全域	44世帯	95人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
桂木	14.0m	10分	33分	33分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
桂木町会	旧サンワリース

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
光洋中学校	3	校舎・体育館	2,330人	44.7m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 桂木町会加入世帯数 16世帯

友知地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
友知	全域	72世帯	210人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
双沖	13.1m	8分	30分	30分
桂木	14.0m	10分	33分	33分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
友知第一町会	根室ゴルフ場駐車場【36.1m】
友知第二町会	

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
根室高等学校	4	校舎・体育館	2,000人	43.4m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 友知第一町会加入世帯数 33世帯

友知第二町会加入世帯数 27世帯

双沖地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
双沖	全域	74世帯	196人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
双沖	13.1m	8分	30分	30分

津波避難目標地点	
地区名	避難目標地点（避難経路）
双沖第一町会	根室ゴルフ場駐車場 吉田牧場
双沖第二町会	
双沖第三町会	

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
旧共和小学校	2	校舎・体育館	670人	20.3m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 双沖第一町会加入世帯数 21世帯

双沖第二町会加入世帯数 24世帯

双沖第三町会加入世帯数 14世帯

根室市地域津波避難計画 各地区の項目一覧

歯舞地区（新和、歯舞新光第一町会）

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
歯舞	全域	2 5 4 世帯	6 5 3 人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
歯舞	1 2 . 2 m	8 分	2 9 分	2 9 分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
新和町会	旧下内牧場・宮下牧場交差点

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標 高
根室高等学校	4	校舎・体育館	2, 0 0 0 人	4 3 . 4 m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 新和町会加入世帯数 1 4 世帯

歯舞地区（歯舞新光第二町会、歯舞第一～第三町会）

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
歯舞	全域	2 5 4 世帯	6 5 3 人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
歯舞	1 2 . 2 m	8 分	2 9 分	2 9 分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
歯舞新光第二町会 歯舞第一町会 歯舞第二町会 歯舞第三町会	中澤牧場向かい（自動車）【3 2 . 0 m】
	歯舞学園3階（徒 歩）【2 7 . 7 m】

避難先（避難所）				
施 設 名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標 高
根室高等学校	4	校舎・体育館	2, 0 0 0 人	4 3 . 4 m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 歯舞新光第二町会加入世帯数 2 1 世帯
 歯舞第一町会加入世帯数 1 8 世帯
 歯舞第二町会加入世帯数 4 5 世帯
 歯舞第三町会加入世帯数 2 4 世帯

歯舞地区（歯舞第四、第五町会）

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
歯舞	全域	2 5 4 世帯	6 5 3 人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
歯舞	1 2 . 2 m	8 分	2 9 分	2 9 分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
歯舞第四町会 歯舞第五町会	法泉寺駐車場【2 6 . 0 m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
根室高等学校	4	校舎・体育館	2, 0 0 0 人	4 3 . 4 m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 歯舞第四町会加入世帯数 3 1 世帯

 歯舞第五町会加入世帯数 2 5 世帯

瑛瑤瑠地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
瑛瑤瑠	全域	1 3 8 世帯	4 2 6 人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
瑛瑤瑠	1 1 . 6 m	7 分	2 9 分	2 9 分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
瑛瑤瑠第一町会 瑛瑤瑠第二町会 瑛瑤瑠第三町会 瑛瑤瑠第四町会	法泉寺駐車場【2 6 . 0 m】 瑛瑤瑠（北）【1 7 . 0 m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
根室高等学校	4	校舎・体育館	2, 0 0 0 人	4 3 . 4 m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 瑛瑤瑠第一町会加入世帯数 4 9 世帯
 瑛瑤瑠第二町会加入世帯数 2 3 世帯
 瑛瑤瑠第三町会加入世帯数 2 6 世帯
 瑛瑤瑠第四町会加入世帯数 3 6 世帯

納沙布・温根元地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
納沙布	全域	33世帯	120人
温根元	全域	48世帯	184人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
温根元	3.8m	18分	35分	35分

津波避難目標地点	
地区名	避難目標地点（避難経路）
納沙布町会 温根元第一町会	瑤瑤瑠（北）【17.0m】
温根元第二町会	旧温根元小学校グラウンド【24.0m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
根室高等学校	4	校舎・体育館	2,000人	43.4m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 納沙布町会加入世帯数 26世帯

温根元第一町会加入世帯数 25世帯

温根元第二町会加入世帯数 21世帯

幌茂尻地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
幌茂尻	全域	57世帯	138人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
温根沼	2.7m	40分	74分	163分
穂香	3.6m	33分	62分	164分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
幌茂尻町会	海星学校グラウンド【41.8m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
海星学校	2	校舎・体育館	1,060人	41.8m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 幌茂尻町会加入世帯数 45世帯

温根沼地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
温根沼町会	全域	4 1 世帯	8 6 人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
温根沼	2. 7 m	4 0 分	7 4 分	1 6 3 分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
温根沼町会	温根沼会館【1 4. 5 m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
海星学校	2	校舎・体育館	1, 0 6 0 人	4 1. 8 m

※ 対象世帯数、対象人口は令和 5 年 4 月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 温根沼町会加入世帯数 4 0 世帯

東梅地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
東梅	全域	57世帯	162人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
春国岱	3.2m	34分	73分	155分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
東梅町会	東梅会館前【27.7m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標高
海星学校	2	校舎・体育館	1,060人	41.8m

※ 対象世帯数、対象人口は令和5年4月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 東梅町会加入世帯数 45世帯

川口地区

避難対象地域			
地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※	対象人口 ※
川口	全域	1 2 世帯	3 3 人

津波到達予想時間				
地区名	最大津波高	津波影響開始時間 (+20cm)	第一波到達時間	最大波到達時間
春国岱	3. 2 m	3 4 分	7 3 分	1 5 5 分

津波避難目標地点	
町会名	避難目標地点（避難経路）
川口町会	川口会館【2 1. 0 m】

避難先（避難所）				
施設名	階数	避難可能場所	避難可能人員	標 高
別当賀夢原館	2	館内	1 3 0 人	7 5. 0 m

※ 対象世帯数、対象人口は令和 5 年 4 月現在（対象は、津波浸水域外の世帯も含む）

※ 川口町会加入世帯数 1 2 世帯

【落石西町会】

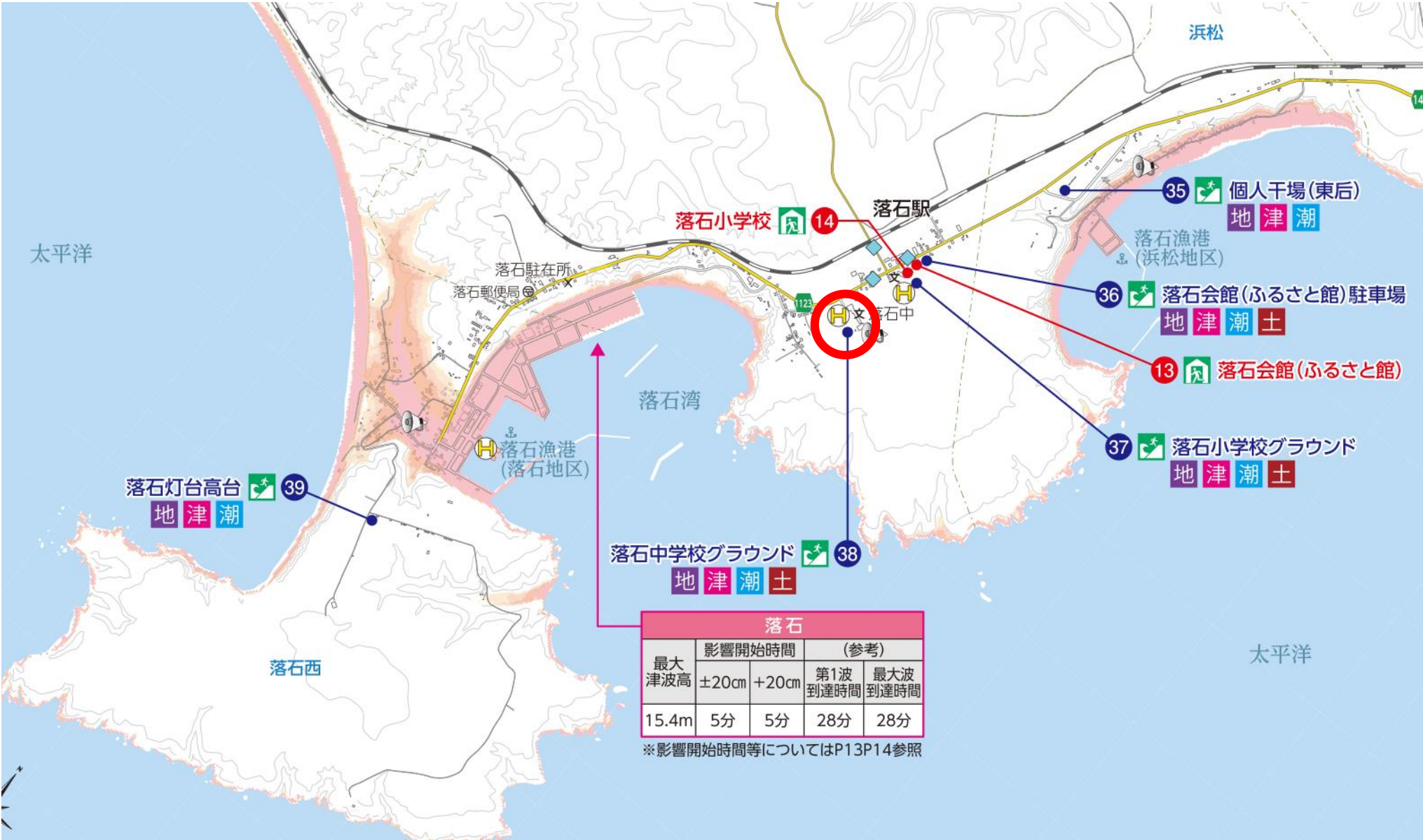
- | 落石 | | | | |
|-----------|--------|-------|-------------|-------------|
| 最大
津波高 | 影響開始時間 | | (参考) | |
| | ±20cm | +20cm | 第1波
到達時間 | 最大波
到達時間 |
| 15.4m | 5分 | 5分 | 28分 | 28分 |



落石東地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【落石東町会】

- 避難目標地点
落石中学校
- 最大津波高
15.4m
- 影響開始時間
±20cm 5分
+20cm 5分
- 第一波到達時間
28分
- 最大波到達時間
28分



根室市防災ハザードマップより抜粋

浜松地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【浜松町会】

- 避難目標地点
個人干場（東后）
- 最大津波高
15.4m
- 影響開始時間
±20cm 5分
+20cm 5分
- 第一波到達時間
28分
- 最大波到達時間
28分



根室市防災ハザードマップより抜粋

昆布盛地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【昆布盛町会】

- 避難目標地点
旧昆布盛小学校
昆布盛会館
- 最大津波高
【落石】15.4m
【長節】14.3m
- 影響開始時間
【落石】
±20cm 5分
+20cm 5分

【長節】
±20cm 9分
+20cm 9分
- 第一波到達時間
【落石】**28分**
【長節】**31分**
- 最大波到達時間
【落石】**28分**
【長節】**31分**

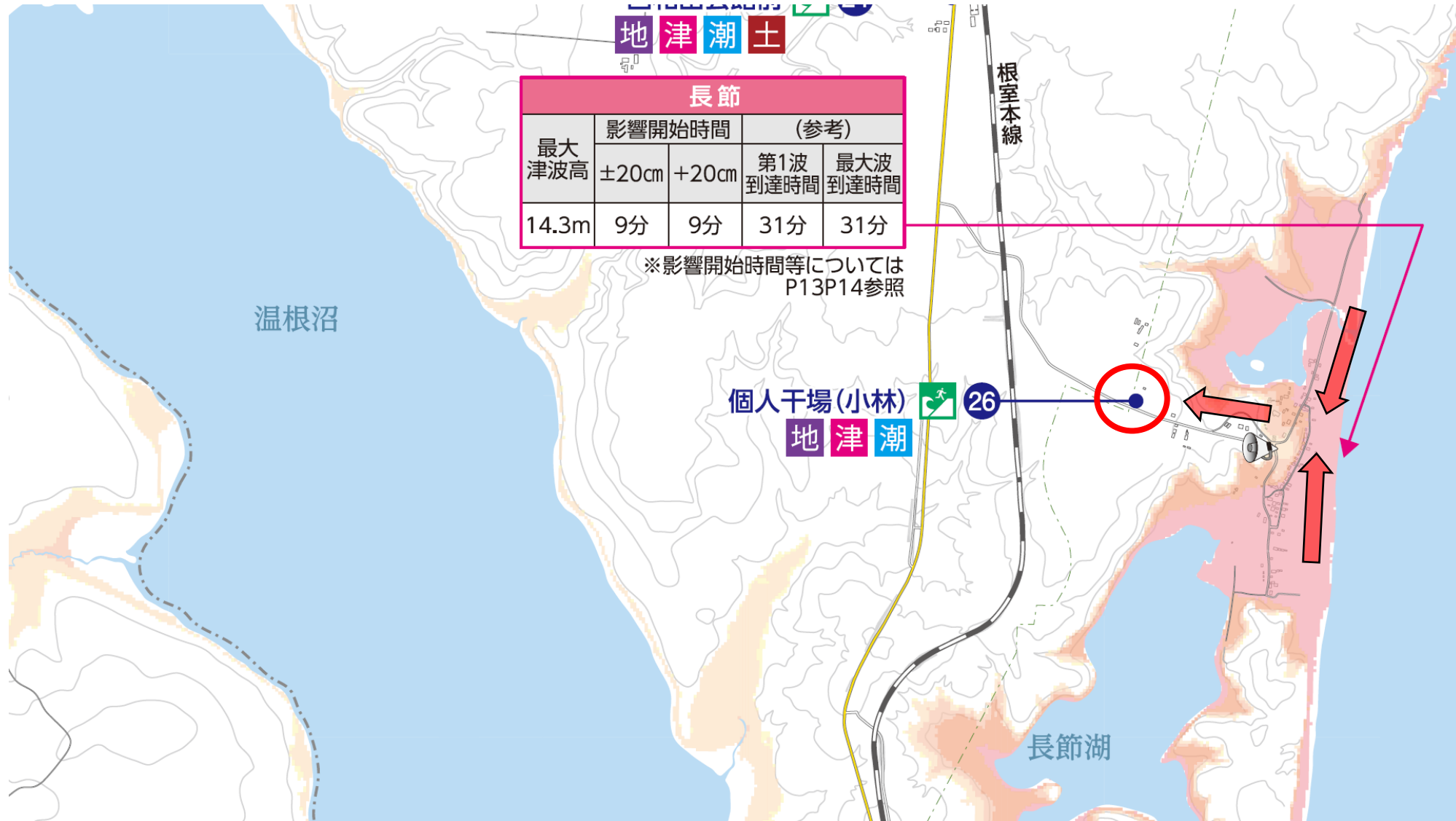


根室市防災ハザードマップより抜粋

長節町会地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【長節町会】

- 避難目標地点
個人干場 (小林)
- 最大津波高
1 4 . 3 m
- 影響開始時間
± 2 0 cm 9 分
+ 2 0 cm 9 分
- 第一波到達時間
3 1 分
- 最大波到達時間
3 1 分



根室市防災ハザードマップより抜粋

花咲港地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【花咲港第一町会】

- 避難目標地点
花咲港小学校
- 最大津波高
18.0m
- 影響開始時間
±20cm 11分
+20cm 11分
- 第一波到達時間
32分
- 最大波到達時間
32分



根室市防災ハザードマップより抜粋

花咲港地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【花咲港第二町会】

- 避難目標地点
花咲港小学校
- 最大津波高
18.0m
- 影響開始時間
±20cm 11分
+20cm 11分
- 第一波到達時間
32分
- 最大波到達時間
32分



根室市防災ハザードマップより抜粋

花咲港地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【旧花咲港西浜町会地区】

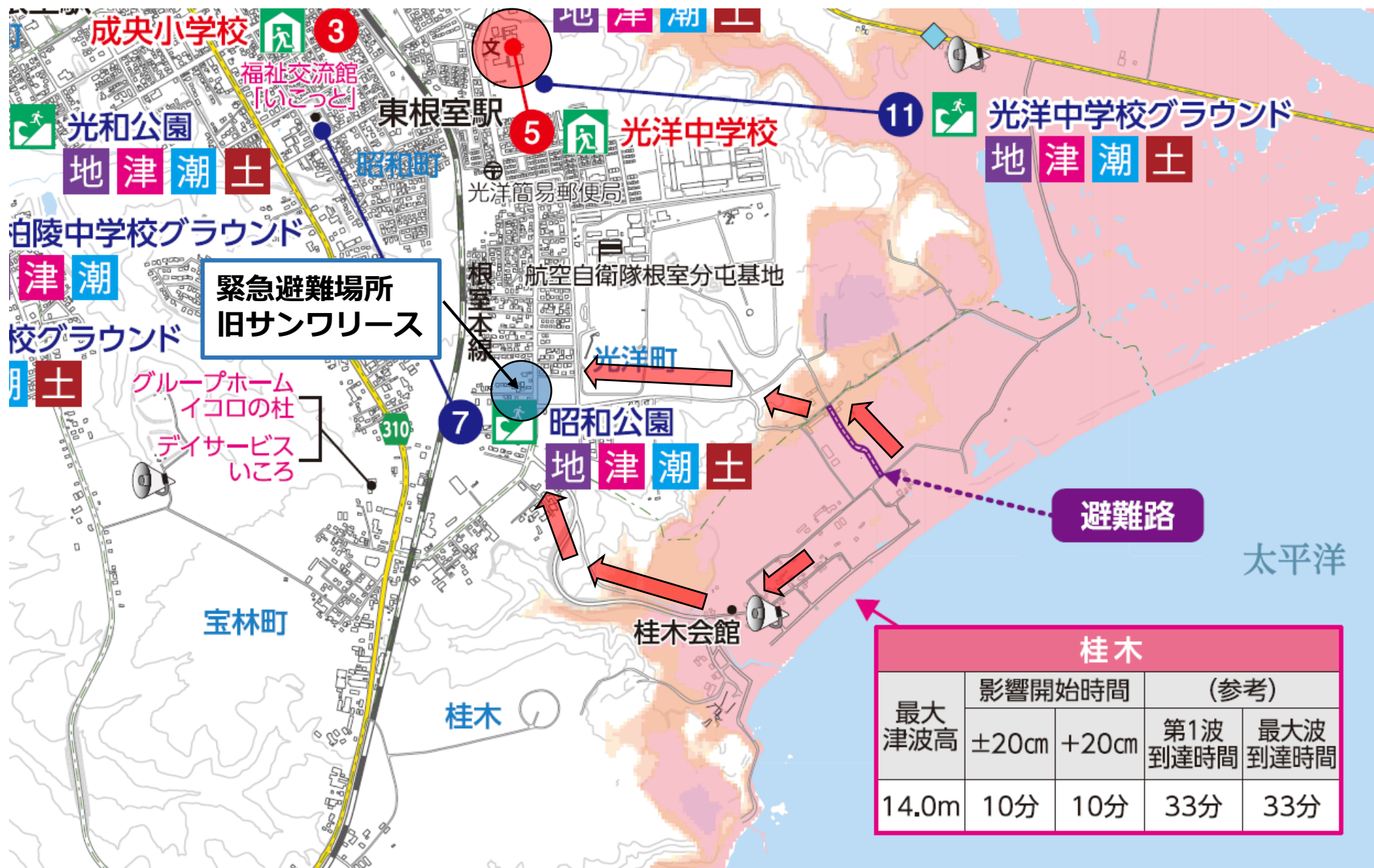
- 避難目標地点
花咲港小学校
- 最大津波高
18.0m
- 影響開始時間
±20cm 11分
+20cm 11分
- 第一波到達時間
32分
- 最大波到達時間
32分



桂木町会地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【桂木町会】

- 避難目標地点
旧サンワリース
- 最大津波高
14.0m
- 影響開始時間
±20cm 10分
+20cm 10分
- 第一波到達時間
33分
- 最大波到達時間
33分



根室市防災ハザードマップより抜粋

友知地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【友知第一町会】

【友知第二町会】

○ 避難目標地点
根室ゴルフクラブ駐車場

○ 最大津波高
【双 沖】 13.1m
【桂 木】 14.0m

○ 影響開始時間
【双 沖】
±20cm 8分
+20cm 8分

【桂 木】
±20cm 9分
+20cm 10分

○ 第一波到達時間
【双 沖】 **30分**
【桂 木】 **33分**

○ 最大波到達時間
【双 沖】 **30分**
【桂 木】 **33分**



根室市防災ハザードマップより抜粋

双冲地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【双冲第一町会】
【双冲第二町会】
【双冲第三町会】

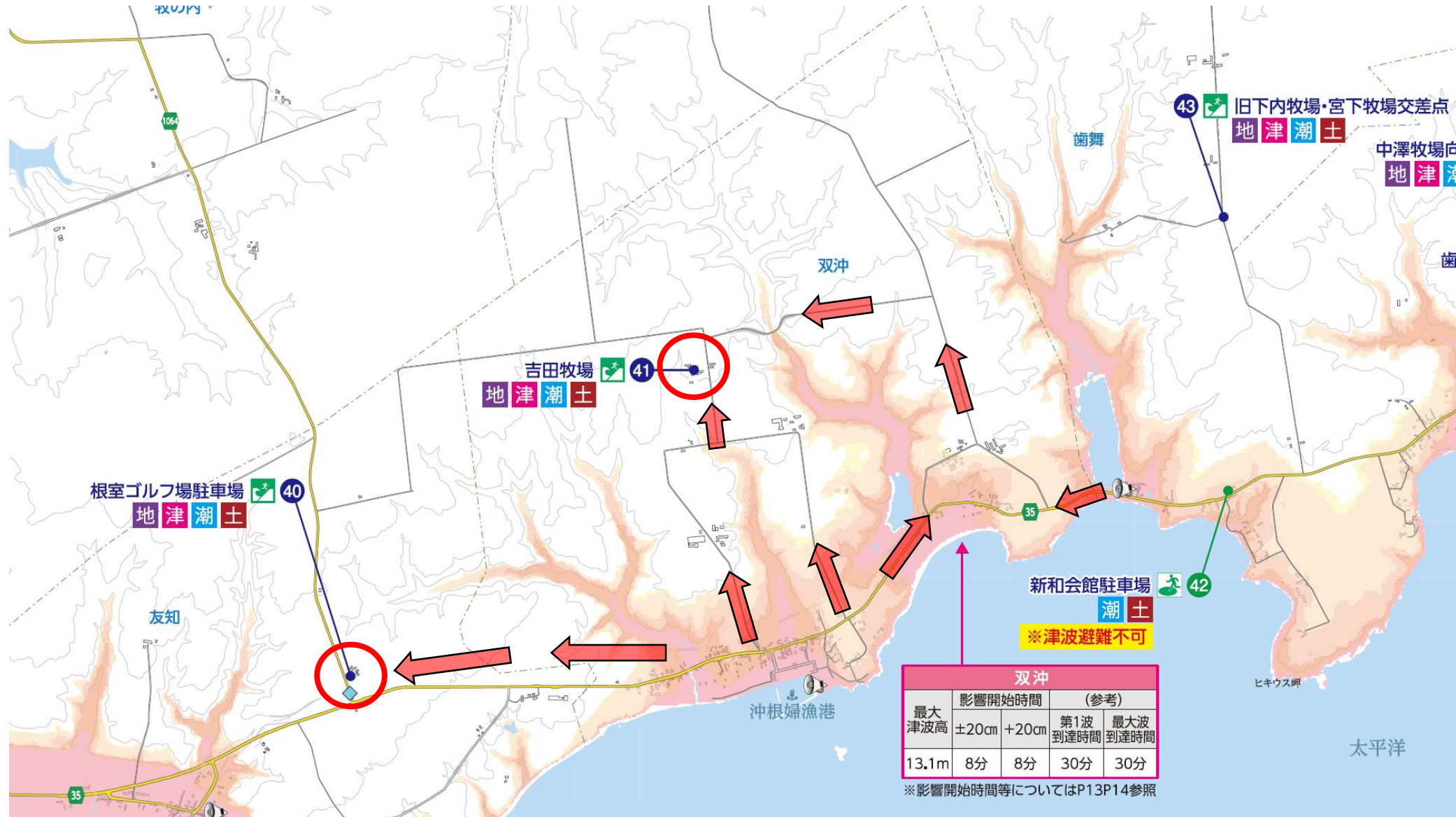
○ 避難目標地点
・ 根室ゴルフ場駐車場
・ 吉田牧場

○ 最大津波高
13.1m

○ 影響開始時間
±20cm 8分
+20cm 8分

○ 第一波到達時間
30分

○ 最大波到達時間
30分



根室市防災ハザードマップより抜粋

新和・歯舞新光第一町会地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【新和町会】
【歯舞新光第一町会】

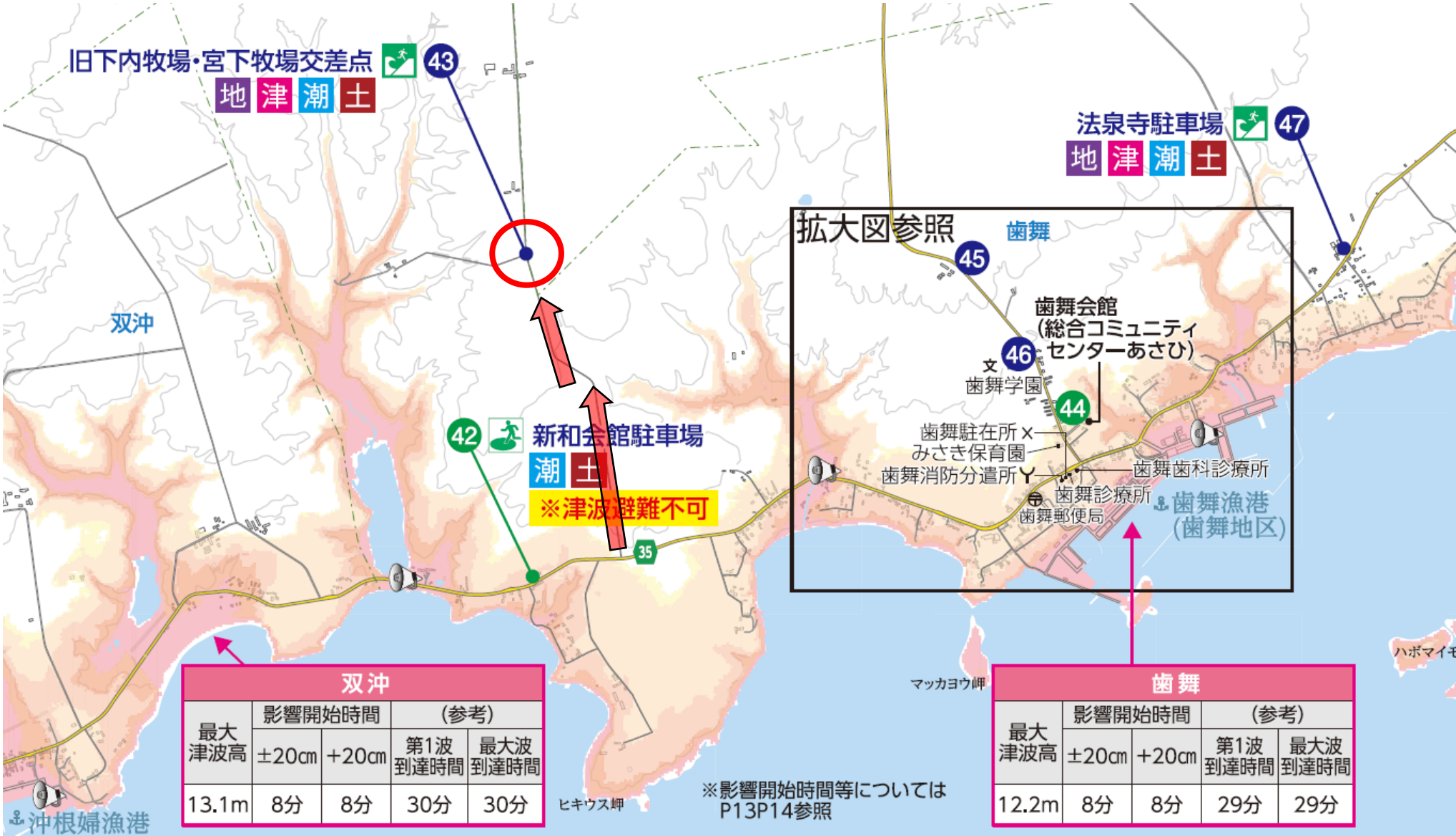
○ 避難目標地点
旧下内・宮下牧場交差点

○ 最大津波高
12.2m

○ 影響開始時間
±20cm 8分
+20cm 8分

○ 第一波到達時間
29分

○ 最大波到達時間
29分



歯舞地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【歯舞新光第二町会】
【歯舞第一町会】
【歯舞第二町会】
【歯舞第三町会】

○ 避難目標地点
中澤牧場向かい

○ 最大津波高
12.2m

○ 影響開始時間
±20cm 8分
+20cm 8分

○ 第一波到達時間
29分

○ 最大波到達時間
29分

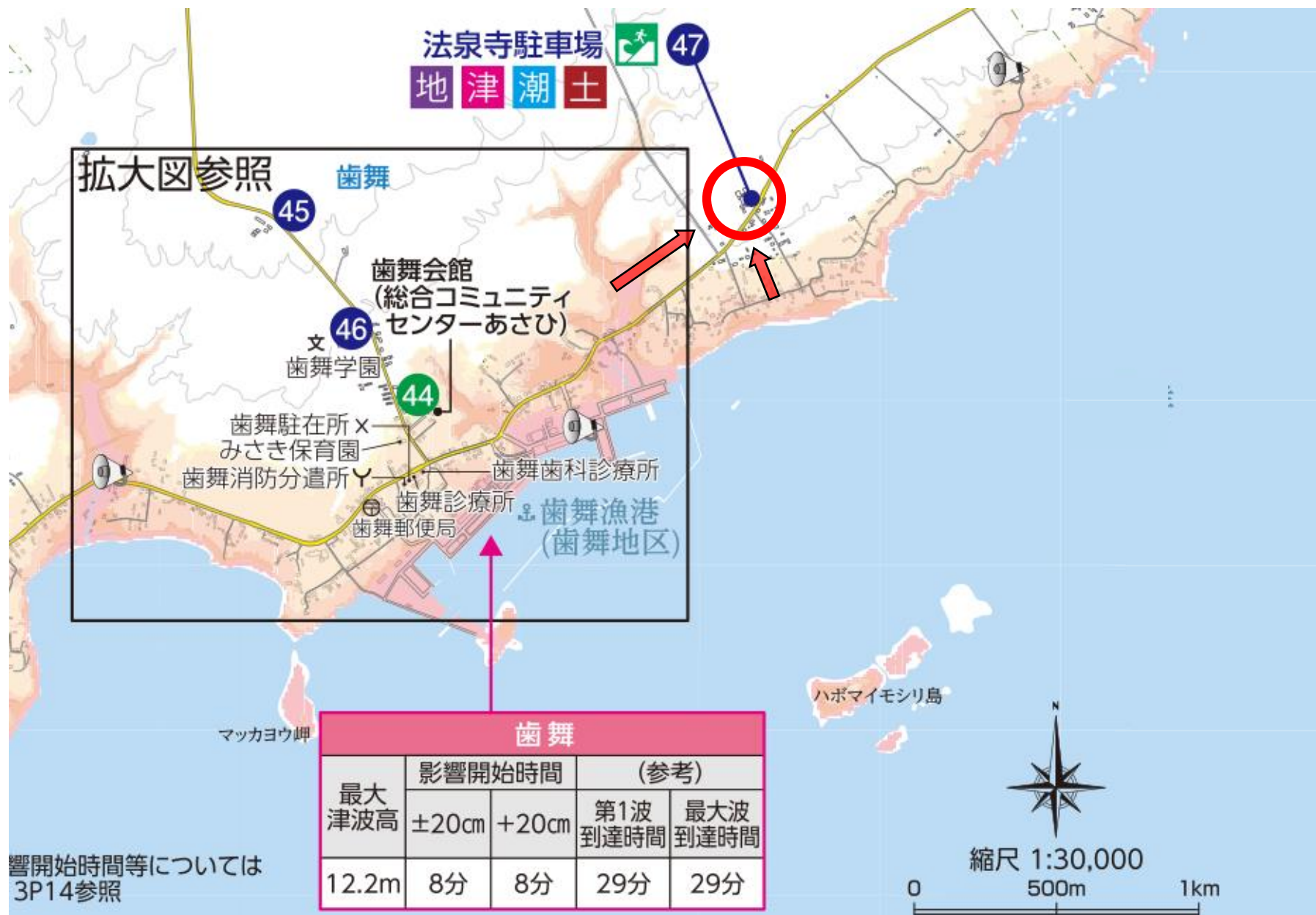


根室市防災ハザードマップより抜粋

歯舞地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【歯舞第五町会】

- 避難目標地点
法泉寺駐車場
- 最大津波高
12.2 m
- 影響開始時間
±20 cm 8分
+20 cm 8分
- 第一波到達時間
29分
- 最大波到達時間
29分

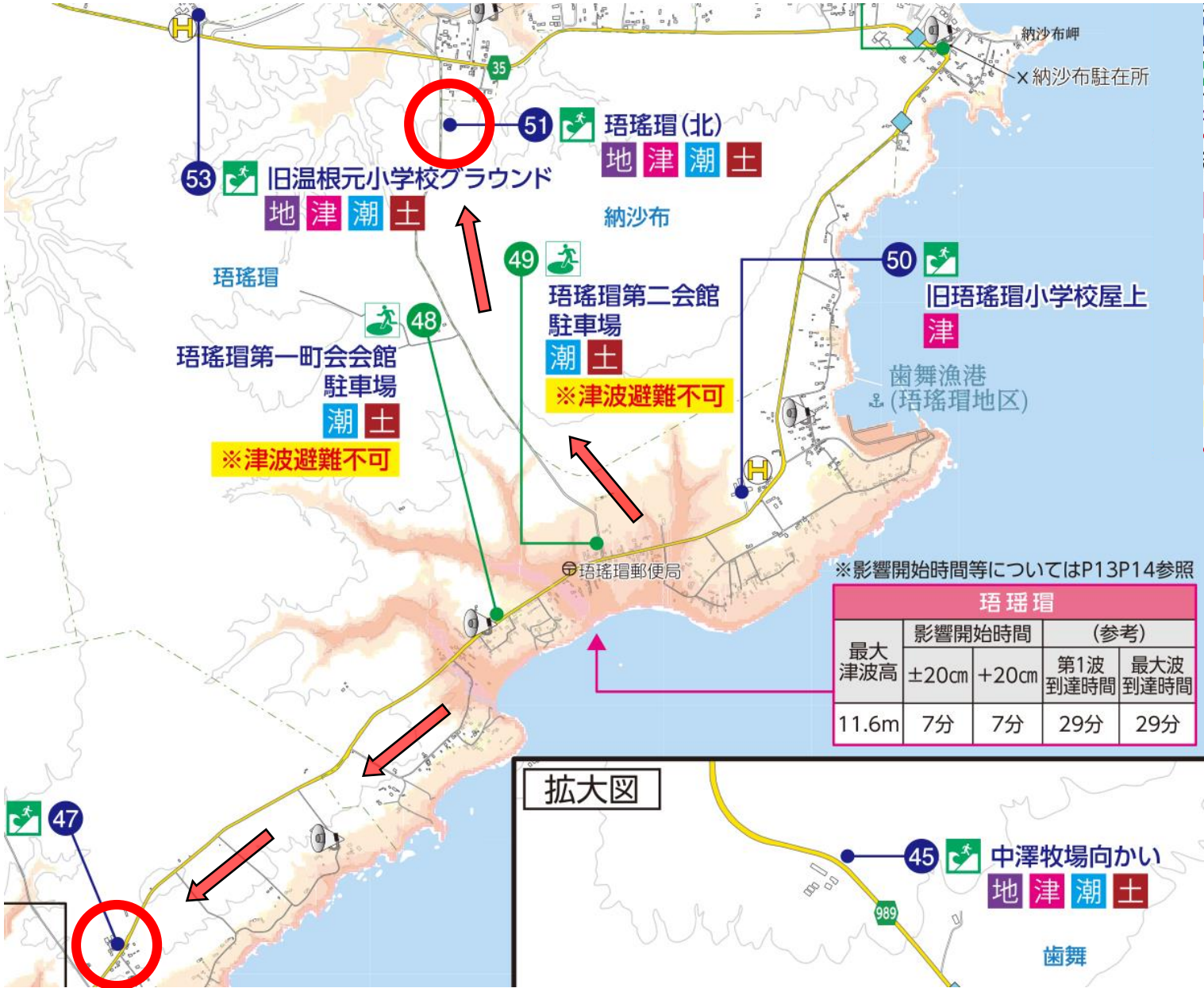


根室市防災ハザードマップより抜粋

瑠瑠瑠地区津波避難計画（避難場所までの地図）

- 【瑠瑠瑠第一町会】
- 【瑠瑠瑠第三町会】
- 【瑠瑠瑠第二町会】
- 【瑠瑠瑠第四町会】

- 避難目標地点
法泉寺駐車場
瑠瑠瑠（北）
- 最大津波高
【瑠瑠瑠】 1 1. 6 m
【温根元漁港】 3. 8 m
- 影響開始時間
【瑠瑠瑠】
± 2 0 cm 7 分
+ 2 0 cm 7 分
- 第一波到達時間
【瑠瑠瑠】 2 9 分
【温根元漁港】 3 5 分
- 最大波到達時間
【瑠瑠瑠】 2 9 分
【温根元漁港】 3 5 分

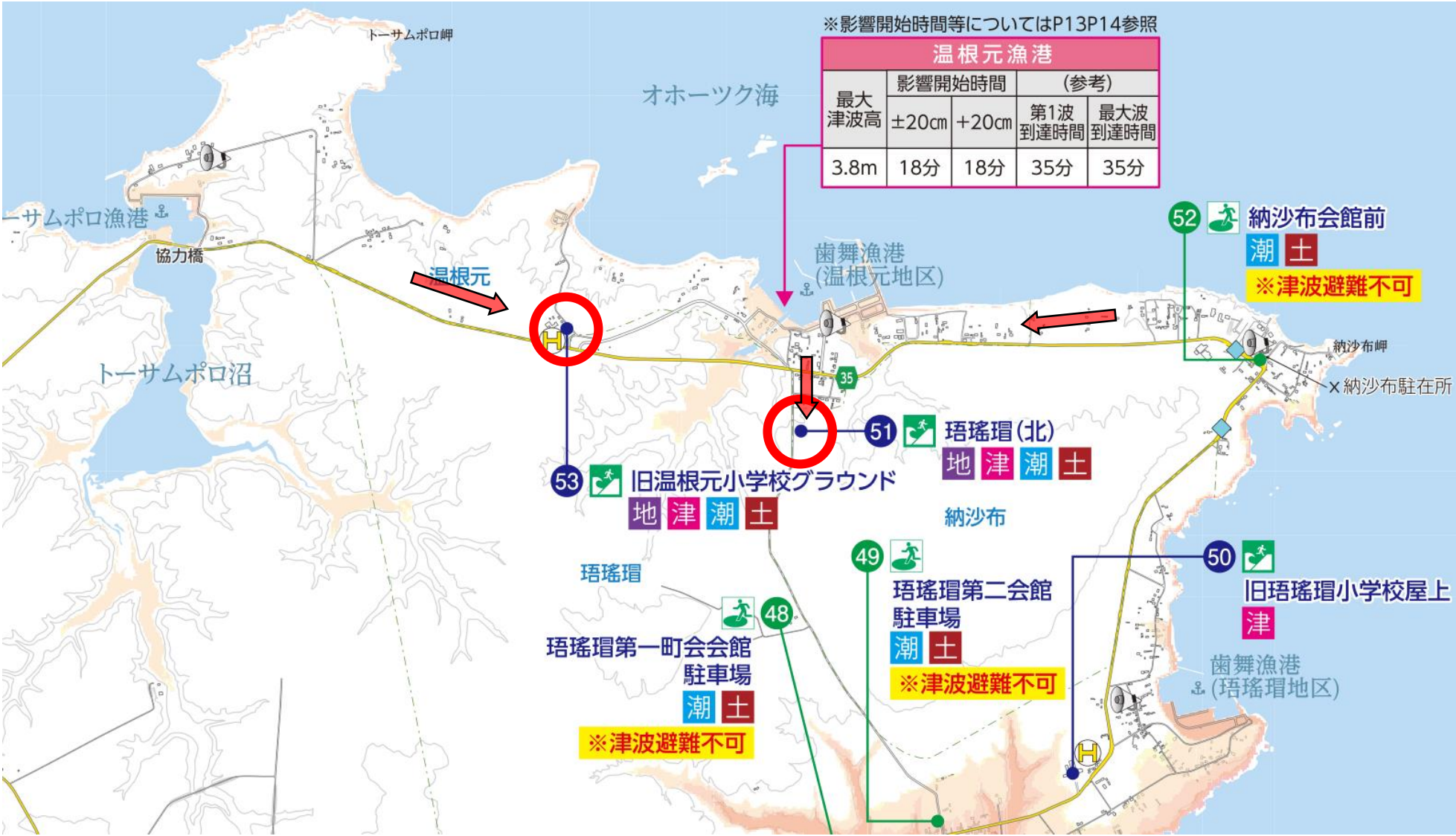


根室市防災ハザードマップより抜粋

納沙布・温根元地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【納沙布町会】
【温根元第一町会】
【温根元第二町会】

- 避難目標地点
 瑠瑠瑠（北）
 旧温根元小学校グラウンド
- 最大津波高
 3.8m
- 影響開始時間
 ±20cm 18分
 +20cm 18分
- 第一波到達時間
 35分
- 最大波到達時間
 35分



根室市防災ハザードマップより抜粋

幌茂尻町会地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【幌茂尻町会】

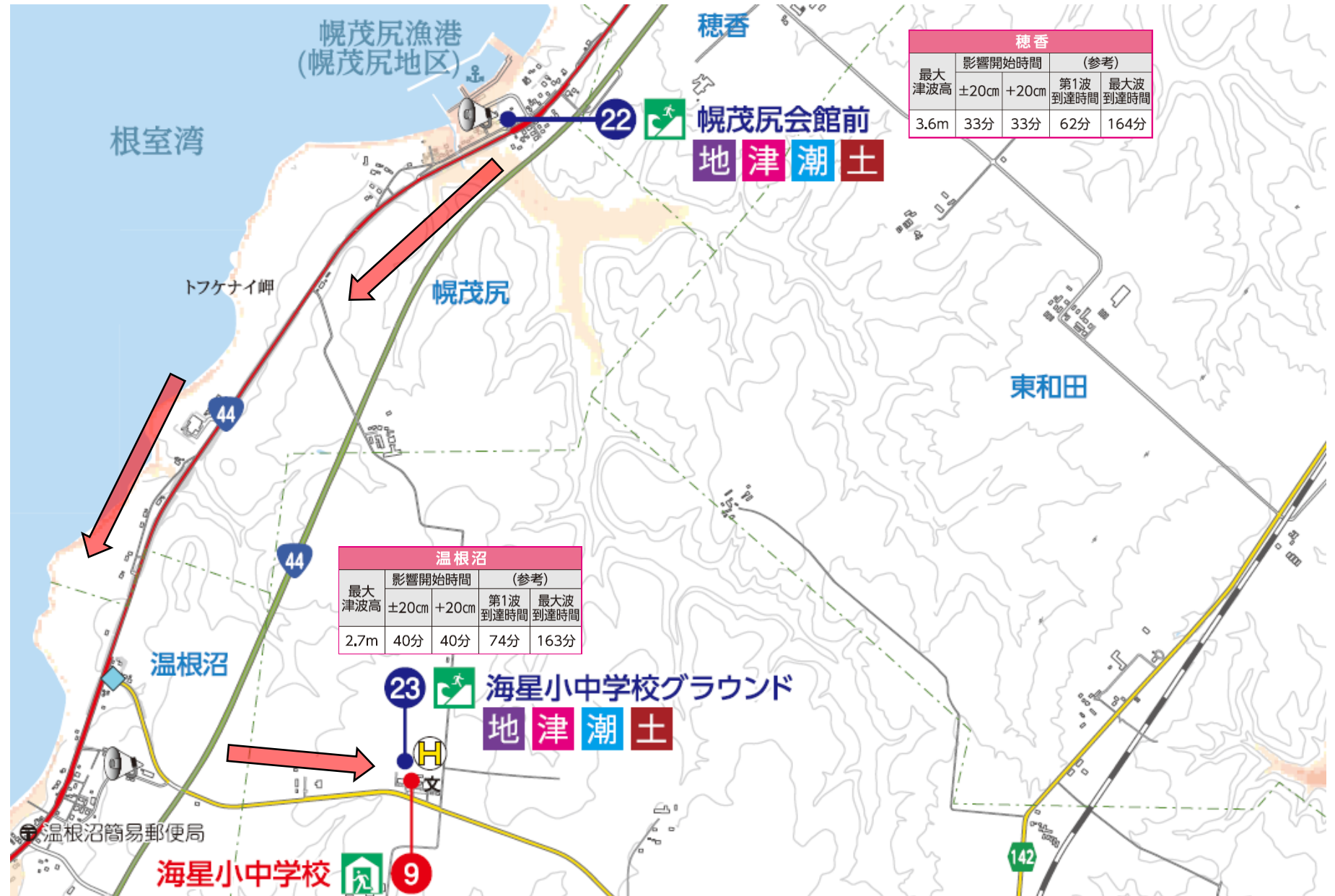
○ 避難目標地点
海星学校グラウンド

○ 最大津波高
【温根沼】 2.7m
【穂香】 3.6m

○ 影響開始時間
【温根沼】
±20cm 40分
+20cm 40分
【穂香】
±20cm 33分
+20cm 33分

○ 第一波到達時間
【温根沼】 74分
【穂香】 62分

○ 最大波到達時間
【温根沼】 163分
【穂香】 164分

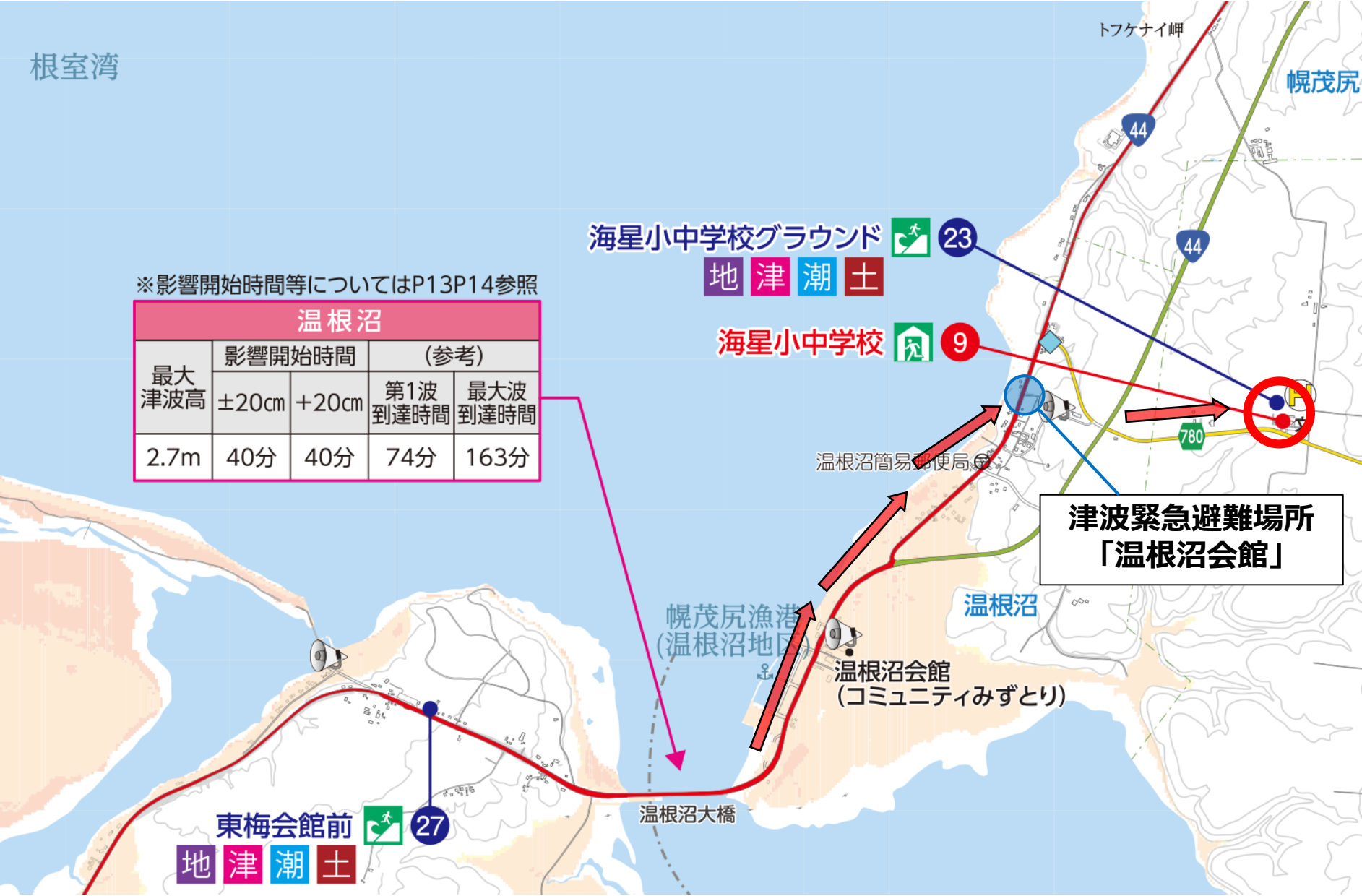


根室市防災ハザードマップより抜粋

温根沼町会地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【温根沼町会】

- 避難目標地点
温根沼会館
- 最大津波高
2.7m
- 影響開始時間
±20cm 40分
+20cm 40分
- 第一波到達時間
74分
- 最大波到達時間
163分



根室市防災ハザードマップより抜粋

東梅町会地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【東梅町会】

- 避難目標地点
東梅会館前
- 最大津波高
3.2m
- 影響開始時間
±20cm 34分
+20cm 34分
- 第一波到達時間
73分
- 最大波到達時間
155分



根室市防災ハザードマップより抜粋

川口地区津波避難計画（避難場所までの地図）

【川口町会】

- 避難目標地点
川口会館
- 最大津波高
3.2m
- 影響開始時間
±20cm 34分
+20cm 34分
- 第一波到達時間
73分
- 最大波到達時間
155分

